

# 石川県中央会 会報 特集号

## 目 次

### 消費税改正のポイント

I 事業者免税点が引き下げられます	2
II 簡易課税制度の適用上限が引き下げられます	3
III 中間申告の申告・納付回数の改正	5
IV 課税期間の特例（課税期間の短縮）の改正	6
V 総額表示義務規定の創設	6
VI 消費税の概要	8
VII かんたん用語説明	23
VIII Q & A	25
IX 端数処理の特例について	36
X レジシステム変更の際に適用できる特例措置について	37
XI 簡易課税における、中小企業組合等の事業区分の例示	38
XII 中小企業組合等における課税売上・課税仕入等の具体例	40

### トピックス

◆平成 16 年度中小企業税制改正の概要について	41
◆法人事業税における外形標準課税の導入について	47

### 中央会からのお知らせ

◆BSE 問題及び鳥インフルエンザ関連特別相談窓口の開設について（政府系三公庫）	51
◆五嶋会長藍綬褒章受章祝賀会開催される	52
◆岐阜県中小企業団体中央会レディースクラブとの交流会開催される	53
◆組合青年部全国交流会 in 浜松開催される	53
◆第 2 回組合青年部代表者会議開催される	54
◆平成 15 年度組合青年部県大会開催される	54
◆平成 16 年度中小企業制度融資説明会開催のご案内	55
◆個別専門相談室開催のご案内	56
◆決算関係書類等の提出について	56
◆中央会共済 30 周年記念キャンペーン実施中！	57

# 消費税改正のポイント

今年4月1日より、消費税法の一部が改正され適用されることとなっています。

今回の改正では、事業者免税点制度の適用上限の引下げ、簡易課税制度の適用上限の引下げ、総額表示の義務付けなど多くの事業者に関係する改正が行われています。

ここでは、今回の改正のうち4月1日以後に適用されるもののポイントを説明します。

## I 事業者免税点が引き下げられます。

納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が1,000万円(現行3,000万円)に引き下げられます。

### 《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

### 【ポイント】

- 1 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

#### ……【基準期間とは？】……

基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度(前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間)をいいます。

したがって、個人事業者の平成17年分の基準期間は平成15年分、事業年度が1年である法人の平成17年3月決算分の基準期間は平成15年3月決算分となります。

#### ……【課税売上高とは？】……

消費税が課税される取引の売上金額(消費税及び地方消費税の額を除きます。)と輸出取引等の免税売上金額の合計額からこれらの売上げに係る売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額(消費税及び地方消費税の額を除きます。)の合計額を控除した残額をいいます。

なお、免税事業者には消費税が課税されませんから、基準期間が免税事業者であった場合の売上金額は、税抜き処理を行わないこととなります。

(注)課税売上げには、棚卸資産の販売代金や請負工事代金、サービス料などのほか、機械の賃貸収入や棚卸資産以外の資産の譲渡代金(機械、建物等の事業用資産の売却代金)等も含まれます。

- 2 平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間の直前の課税期間(個人事業者については平成16年分、事業年度が1年である法人については平成16年3月決算分から平成17年2月決算分まで)において納税義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後開始する年又は事業年度の基準期間における課税売上高を計算する場合において、次のすべての要件を満たす場合には、平成15年10月1日から平成15年12月31日までの期間の課税売上高を4倍した金額を基準期間における課税売上高とすることができます。

- ① 基準期間の初日が平成15年4月1日前であること
- ② 基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があること

## II 簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（現行2億円）に引き下げられます。

### ……【簡易課税制度とは？】……

簡易課税制度とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基にして、仕入控除税額を計算する制度であり、具体的には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率（第一種事業（卸売業）90%、第二種事業（小売業）80%、第三種事業（製造業等）70%、第四種事業（その他の事業）60%、第五種事業（サービス業等）50%）を掛けて計算した金額が仕入控除税額とみなされます。

したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算することなく、課税売上高のみから納付する消費税額を計算することができます。

### 《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

### 【ポイント】

- 1 その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日の前日（事業を開始した課税期間等であればその課税期間中）までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

なお、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間が課税事業者となる場合で、直前の課税期間（個人事業者については平成16年分、事業年度が1年である法人については平成16年3月決算分から平成17年2月決算分まで）において納税義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

- 2 簡易課税制度の適用を受けない場合、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

### 〔帳簿の記載事項〕

課税仕入れ	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②課税仕入れを行った年月日、 ③課税仕入れの内容、④課税仕入れの対価の額 (注) 再生資源卸売業者等不特定多数の者から課税仕入れを行う事業に係る課税仕入れについては①を省略できます。
課税貨物	①引取年月日、②課税貨物の内容、③課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額又はその合計額

……【具体的な帳簿の記載方法は？】……

具体的な帳簿の記載方法としては、請求書等に記載されている個々の商品等について、帳簿にそのまま詳細に記載することまで求めているのではなく、法令で定める事項を記載するに当たっては、事業者の事務負担を極力増加させないことを基本方針としています。

- ① 請求書等の記載内容を帳簿に記載するに当たっては、課税商品と非課税商品がある場合を除いて、商品の一般的な総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく帳簿に基づいて仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。
- ② 一取引で複数の一般的な総称の商品を2種類以上購入した場合でも、それが経費に属する課税仕入れであるときは、商品の一般的な総称でまとめて「〇〇等」、「〇〇ほか」のように記載することで差し支えありません。
- ③ 同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間内に複数回購入しているような場合でも、その一定期間分の請求書等に一回毎の取引の明細が添付されているときには、課税商品と非課税商品がある場合を除いて、帳簿の記載に当たり、課税仕入れの年月日を、例えば「〇月分」というようにその一定期間の記載とし、取引金額もその請求書等の合計額による記載で差し支えありません。
- ④ 帳簿に記載すべき氏名又は名称は、フルネームで記載するのが原則ですが、課税仕入れの相手方について正式な氏名又は名称及びそれらの略称が記載されている取引先名簿が備え付けられていること等により課税仕入れの相手方が特定できる場合には、略称による氏名又は名称の記載であっても差し支えありません。

また、屋号等による記載でも、電話番号が明らかであること等により課税仕入れの相手方が特定できる場合には、正式な氏名又は名称の記載でなくても差し支えありません。

3 簡易課税制度の適用を受けた事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ、この適用をやめることはできません。

◇◇◇◇ 請求書等の保存を要しない場合 ◇◇◇◇

請求書等の保存については、特例が設けられており、次の場合には、法定事項を記載した帳簿を保存していれば、請求書等の保存がない場合であっても、適用要件を満たしているものとして取り扱われます。

イ 課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）の合計額が30,000円未満の場合

ロ 課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）の合計額が30,000円以上である場合

で、次の①と②の要件をいずれも満たしている場合

- ① 請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由がある場合
- ② 帳簿にそのやむを得ない理由と、仕入先の住所又は所在地を記載している場合

……【一口メモ】……

○「課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満の場合」に該当するかどうかは、1回の取引の課税仕入れに係る税込みの金額が3万円未満かどうかで判定します。

○「請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由があるとき」とは、おおむね次のような場合をいいます。

なお、このような場合であっても、原則としてそのやむを得ない理由及び課税仕入れの相手方の住所又は所在地を帳簿に記載しておく必要があります。

- ・ 自動販売機を利用して課税仕入れを行った場合
- ・ 入場券、乗車券、搭乗券等のように課税仕入れに係る証明書類が資産の譲渡等を受

- ける時に資産の譲渡等を行う者に回収されることとなっている場合
- ・ 課税仕入れを行った者が課税仕入れの相手方に請求書等の交付を請求したが、交付を受けられなかった場合
- ・ 課税仕入れを行った場合において、その課税仕入れを行った課税期間の末日までにその支払対価の額が確定していない場合  
この場合には、その後支払対価の額が確定した時に課税仕入れの相手方から請求書等の交付を受けて保存することとなります。

- 4 平成16年4月1日前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出している事業者は、改正後の同届出書を提出している事業者とみなされますので、改めて届出書を提出する必要はありません。なお、簡易課税制度の適用をやめようとする場合には、事前に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります。
- 5 簡易課税制度の適用を受けた事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ、この適用をやめることはできません。

### Ⅲ 中間申告の申告・納付回数の改正

直前の課税期間の確定消費税額（年税額）が4,800万円を超える場合には、年11回（1月ごと）の中間申告・納付を行うこととなります。

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超	400万円超	4,800万円超
中間申告の回数	中間申告不要	年1回	年3回	年11回
中間申告納付額		直前の確定消費税額の2分の1	直前の確定消費税額の4分の1	直前の確定消費税額の12分の1

(注1) 「確定消費税額」とは、消費税の確定額（年税額）をいいますから、地方消費税額は含みません。

(注2) 消費税の中間申告書を提出する必要がある事業者の方は、消費税の中間申告納付額の25%に相当する金額を地方消費税の中間申告納付額として、消費税の中間申告と併せて申告し、納付しなければなりません。

#### 《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

#### 【ポイント】

- 1 年11回の中間申告の申告・納期限は、次の場合を除き、その中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内とされています。ただし、個人事業者の場合には、その課税期間開始後の2月分（1月及び2月分）はその課税期間開始の日から3月を経過した日から2月以内（5月末日）、法人の場合には、その課税期間開始後の1月分はその課税期間開始の日から2月を経過した日から2月以内（例えば3月末決算法人の場合の4月分は7月末日）とされています。
- 2 課税期間の特例の適用を受ける事業者については、直前の課税期間の確定消費税額にかかわらず中間申告をする必要はありません。

## IV 課税期間の特例（課税期間の短縮）の改正

3月ごとの期間を1課税期間とする現行の課税期間の特例制度に、新たに1月ごとの期間を課税期間とする特例が設けられます。

### 《適用関係》

この改正は、平成16年1月1日から施行され、平成16年4月1日以後開始する年又は事業年度（3月ごとの課税期間特例の適用を受けている事業者は平成16年4月1日以後開始する課税期間）から適用されます。

### 【ポイント】

- ① この特例の適用を受けるためには、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります。  
 なお、改正後の課税期間の特例の適用を受ける場合には、平成16年1月1日以後に届出書を提出することができます。
- ② 課税期間の特例の適用を受けた場合には、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ、この適用をやめる又は他の課税期間特例に変更することはできません。  
 ただし、3月ごとの課税期間特例の適用を受けている事業者（平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間の開始の日の前日までに3月ごとの課税期間特例の届出書を提出した事業者に限られます。）が、初めて1月ごとの課税期間特例に変更する場合には、2年以内であっても変更することができます。

## V 総額表示義務規定の創設

消費税法に「事業者は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合において、あらかじめその資産又は役務の価格を表示するときは、その資産又は役務の価格に係る消費税相当額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。」旨のいわゆる総額表示義務規定が設けられます。

（注）この改正は、平成16年4月1日から適用されます。

### ◎消費税法

#### （価格の表示）

**第63条の2** 事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第7条第1項、第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除される者を除く。以下この条において同じ。）を行う場合（専ら他の業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

### 《なぜ「総額表示」を義務付けるのか？》

- ◎ 現在主流の「税抜価格表示」では、レジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのか分かりにくく、また同一の商品やサービスでありながら「税抜価格表示」と「税込価格表示」が混在しているため価格の比較がしづらいついた状況が生じています。
- ◎ 総額表示の義務付けは、このような状況を解消するために、消費者が値札等を見れば消費税相当額を含む支払総額が一目で分かるようにするためのものです。

◎ 総額表示が実施されることにより、消費者は、いくら支払えばその商品やサービスが購入できるか、値札や広告を見ただけで簡単に分かるようになり、価格の比較も容易になります。これにより、これまで価格表示によって生じていた煩わしさが解消され、消費税に対する国民の理解がより深まることが期待されます。

\* 総額表示の義務付けは、値札や店内掲示、チラシ、あるいは商品カタログなどによって、商品、サービス等の価格をあらかじめ表示する場合を対象とするものなので、取引成立後に作成される「レシート（領収書）」や「請求書」などにおける表示については直接の義務付けの対象とされていません。

《「総額表示」の対象は？》

◎ 総額表示の義務付けは、消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者が行う価格表示を対象とするもので、それがどのような表示媒体によるものであるかを問いません。

具体的には、以下のような価格表示が考えられます。

- ◇ 値札、商品陳列棚、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- ◇ 商品のパッケージなどへの印字、あるいは貼付した価格表示
- ◇ 新聞折込広告、ダイレクトメールなどにより配付するチラシ
- ◇ 新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メール等の媒体を利用した広告
- ◇ ポスター、看板 など

※ 総額表示の義務付けは、価格表示を行う場合を対象とするものであって、店頭等に価格表示していない場合（「時価」としか表示していない場合を含む）などは対象とはならないし、これまで価格を表示していなかった事業者（取引）に価格表示を強制するものではありません。

**—— 総額表示の例示 ——**

○ <b>1,050円</b>	○ <b>1,050円</b> <small>(税込)</small>	○ <b>1,050円</b> <small>(本体価格1,000円)</small>
○ <b>1,050円</b> <small>(うち消費税等50円)</small>	○ <b>1,050円</b> <small>(本体価格1,000円、消費税等50円)</small>	○ <b>1,000円</b> <small>(税込1,050円)</small>

×××総額表示に該当しない例×××

<del>○ <b>1,000円</b> <small>(税抜)</small></del>	<del>○ <b>1,000円</b> <small>＋税</small></del>	<del>○ <b>1,000円</b> <small>(消費税等50円)</small></del>
--	--	---

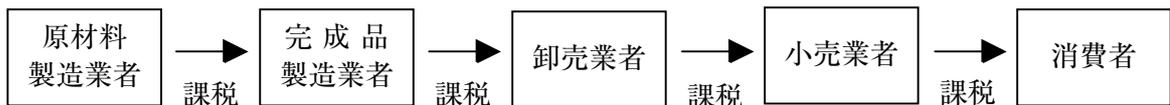
(注) 価格の表示が消費税等を含めた総額であれば、「総額である」旨の表示は必要ありません。

## VI 消費税の概要

以下については、原則として平成16年4月以降の消費税改正を前提に記載しています。

### 1. 概要

#### 【消費税等の流れ】



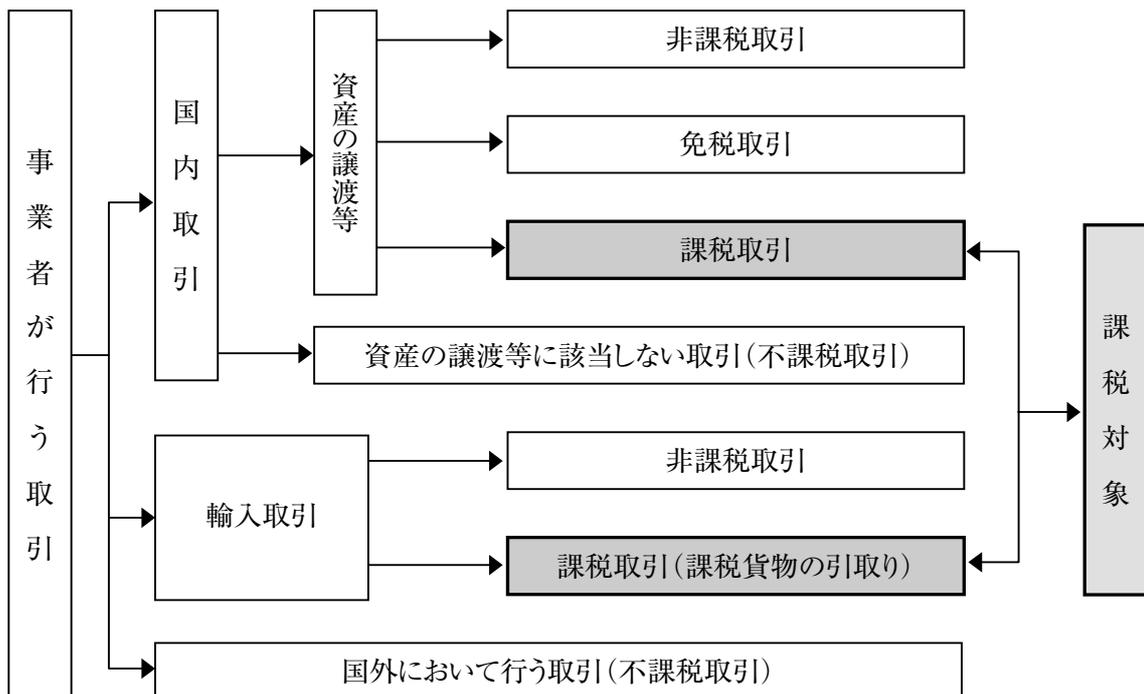
#### 【消費税等の計算方法】

$$\boxed{\text{課税標準額に対する消費税額}} - \boxed{\text{税額控除等}} - \boxed{\text{中間納付税額}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

#### 【課税標準額】

$$\boxed{\text{課税売上高 (税込)}} \times 100 / 105$$

#### 【課税対象】



#### 【消費税額】

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times 4\%$$

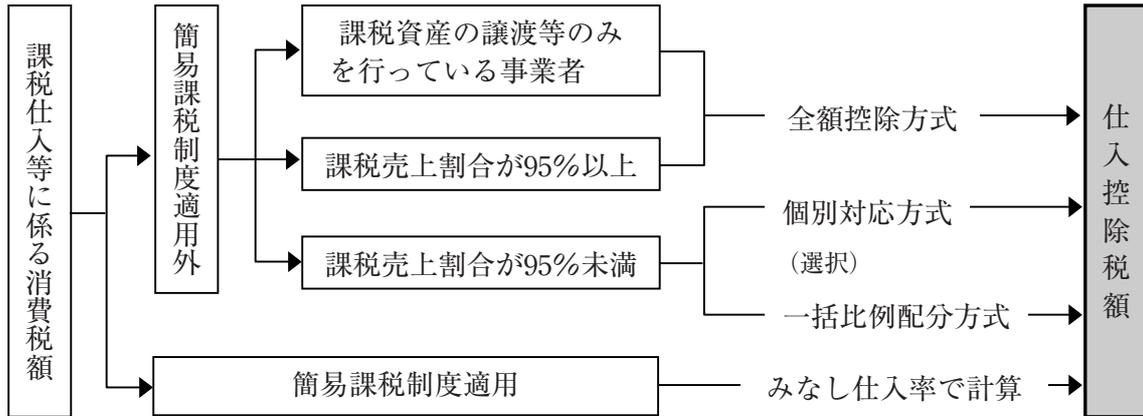
地方消費税の税率 = 消費税率の25%

消費税と地方消費税を合わせた税率 = 5%

【課税仕入等の税額】

$$\text{課税仕入の金額（税込）} \times 4/105 + \text{課税貨物の引取りに係る消費税額}$$

〈計算方法〉



〈課税売上割合〉

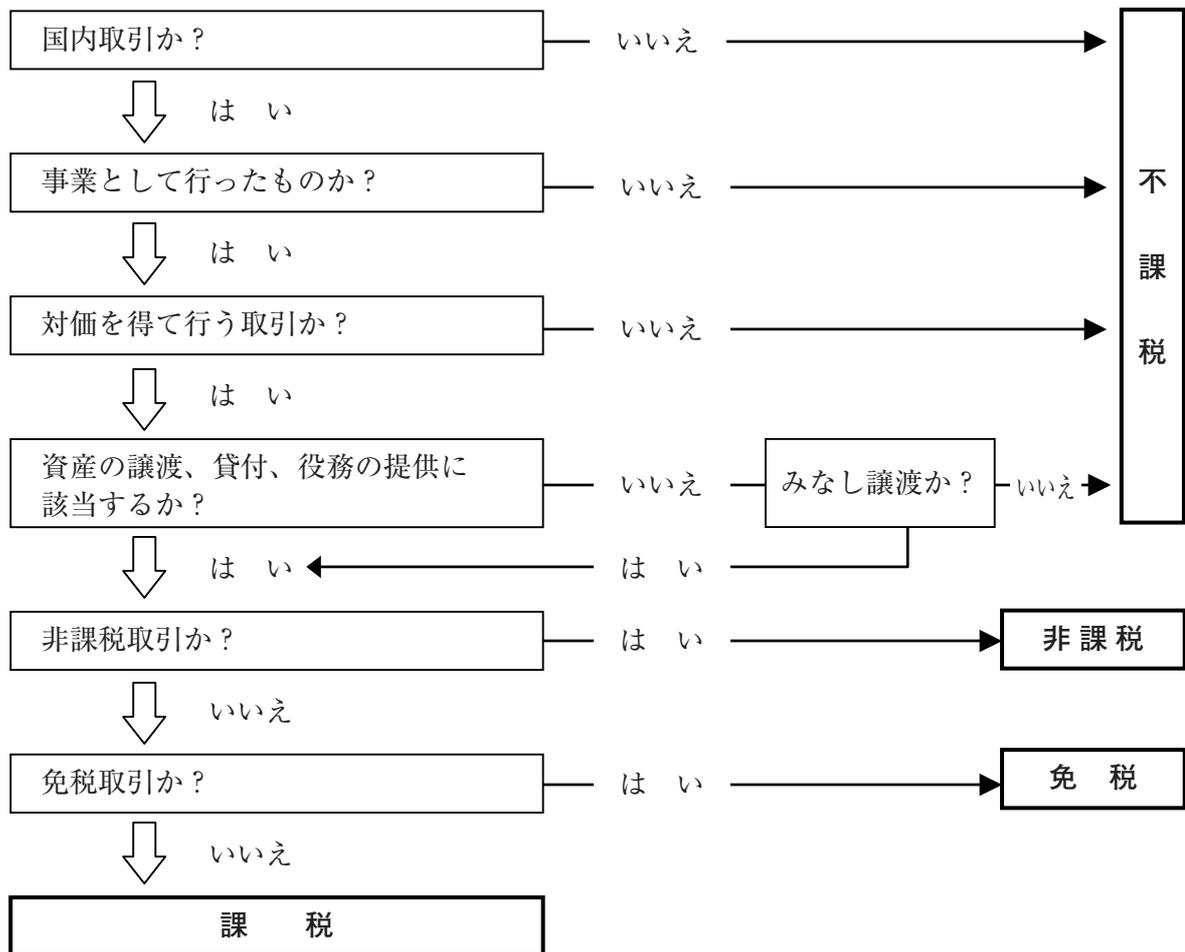
課税期間中に国内で行われた課税資産の譲渡等の対価の合計額	—	課税資産の譲渡等の対価の返還等の金額
課税期間中に国内で行われた資産の譲渡等の対価の合計額	—	資産の譲渡等の対価の返還等の金額

【仕入税額控除の調整】

- ① 仕入に係る対価の返還等を受けた場合の調整
- ② 高額な固定資産等に係る調整
- ③ 棚卸資産に係る税額の調整
- ④ 売上対価の返還等を行った場合
- ⑤ 貸倒れに係る税額の控除
- ⑥ 貸倒債権を回収した場合の調整
- ⑦ 公共法人等の特例



【課税対象の判定】



## 2. 納税義務者

国内取引については、商品の販売、サービスの提供、資産の貸付等を、事業として対価を得て行う法人及び個人事業者が納税義務者であり、課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は納税義務が免除される。ただし、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、課税事業者を選択した場合は納税義務者となる。

また、輸入取引については、課税貨物を保税地域から引き取る者が納税義務者となる。

### 2-1 基準期間における課税売上高

法人にあつては課税期間の前々年度の課税売上高が基準期間の課税売上高となる。

### 2-2 合併があつた場合の納税義務の判定

法人が合併した場合にも、納税義務は合併によって免除されない。合併法人が課税事業者であるかないかの判定は、吸収合併と設立合併（新設合併）によって取扱いが異なっている。

#### (1) 吸収合併の場合

##### ① 合併があつた事業年度

合併法人の合併事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、その合併法人は課税事業者となる。

- ② 合併があった事業年度の翌事業年度と翌々事業年度  
合併法人のその事業年度の基準期間における課税売上高と各被合併法人のその合併法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えるときは、その合併法人は課税事業者になる。

## (2) 設立合併の場合

- ① 設立合併があった事業年度  
被合併法人のうち、いずれかの被合併法人の合併法人の合併事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、その合併法人は課税事業者となる。
- ② 設立合併があった事業年度の翌事業年度と翌々事業年度  
免税事業者である合併法人とその事業年度の基準期間における課税売上高と各被合併法人のその合併法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高との合計が1,000万円を超えるときは、その合併法人は課税事業者となる。

## 2-3 基準期間がない法人に対する納税義務の判定

### (1) 対象となる法人

設立間もない法人（その事業年度の基準期間（前々年度）のない法人）のうちで、事業年度開始の時の資本又は出資の総額が1,000万円以上の法人は、課税売上高の多寡にかかわらず、2年間は課税事業者となる。対象となる法人は、社会福祉法人を除くすべての法人であり、営利法人である株式会社等のほかに、民法第34条に基づく公益法人や協同組合なども含まれる。

### (2) 設立3年目以降の取扱い

基準期間（その事業年度の前々年度）ができた以降の課税期間についての納税義務の有無については、基準期間における課税売上高によって判断される。

## 3. 事業者免税点制度

その課税期間の基準期間（課税期間の前々年度）における課税売上高が1,000万円以下の事業者に対しては納税義務が免除される。なお、これらの者であっても課税事業者を選択することができる。この場合には、「消費税課税事業者選択届出書」を所轄の税務署長に提出しなければならない。この届出書を提出した場合は原則として2年間は免税事業者に戻ることはできない。

### (1) 法人の納税義務

前々年度の課税売上高1,000万円以下 → 当該年度は免税事業者  
前々年度の課税売上高1,000万円超 → 当該年度は課税事業者

### (2) 基準期間の課税売上高の把握が困難な場合の措置

平成15年10月から12月までの間の課税売上高の4倍をもって基準期間の課税売上高とすることが可能である。

## 4. 課税対象

### 4-1 国内取引の課税対象

事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付、役務の提供

### 4-2 輸入取引の課税対象

保税地域から引き取られる外国貨物

### 4-3 資産の譲渡等の時期

#### (1) 原則

資産の譲渡等の時期の原則は「引渡しの日」が基準（引渡基準）となることから、棚卸資産の販売や固定資産の譲渡は、その引渡しが行われた日とされている。請負工事や役務の請負については工事の完成後に建物等を引き渡した日であり、役務の提供が完了した日が資産の譲渡等の時期となる。資産の貸付についてもその支払が行われた日がこれに該当する。

#### (2) 特例

##### ① 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期

法人税法に規定する長期割賦販売等に該当する資産の譲渡等（資産の販売・譲渡、工事の請負、役務の提供）を行っている場合には、支払期日が到来しない部分について課税期間における売上高から控除することができる。ただし、法人税法上の延払基準の方法により経理しており、かつ、その旨を申告書に付記していることが必要である。

##### ② 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期

法人税法に規定する長期大規模工事（工事に着手してから目的物の引渡しまでの期間が2年以上で、かつ、請負契約金額が50億円以上等の工事）又はその他の工事の請負を行っている場合であって、工事進行基準により売上を計上している場合には、その工事の課税期間毎の完成部分に対応した資産の譲渡等があったものとして、課税売上高を計上することができる。ただし、法人税法上の工事進行基準の方法により経理しており、かつ、その旨を申告書に付記していることが必要である。

## 5. 非課税取引

### 5-1 国内取引

(1) 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付（一時的に使用させる場合等を除く。）

#### ※1 「土地の上に存する権利」

地上権（空中地上権を含む。）、土地の賃借権、地役権、永小作権等の土地の使用収益に関する権利、鉱業権、土石採取権、温泉利用権は除く。

#### ※2 「一時的に使用させる場合等」

土地の貸付期間が1月に満たない場合、建物、駐車場等の施設の利用に伴って使用される場合

- (2) 有価証券、有価証券に類するもの及び支払手段（収集品及び販売用のものは除く。）の譲渡
- ※ 1 「有価証券」  
国債証券、地方債証券、社債券、新株予約券付社債券、株券、投資信託、貸付信託の受益証券、コマーシャルペーパー、外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - ※ 2 「有価証券に類するもの」  
登録された国債、地方債、社債、株券の発行がない株券等、有限会社等の社員の持分、協同組合等の組合員や会員の持分等、抵当証券、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権
  - ※ 3 「支払手段」  
銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手（旅行小切手を含む。）、為替手形、約束手形、郵便為替、信用状等
- (3) 利子を対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付及び保険料を対価とする役務の提供等
- ※ 国債等、社債、預金等、貸付金の利子、信用の保証料、保険料、共済掛金、手形割引料など
- (4) 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡
- ※ 郵便切手類が収集等の対象として収集品販売業者等によって販売される場合には課税対象
- (5) 物品切手等の譲渡
- ※ 商品券、ビール券、図書券など
- (6) 国、地方公共団体等が法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供
- (7) 国際郵便為替、国際郵便振替又は外国為替業務に係る役務の提供
- (8) 公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等
- (9) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス及び施設介護サービス費の支給に係る施設サービス等（利用者の選定による一部のサービスを除く。）
- (10) 社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
- (11) 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等
- (12) 墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬に係る埋葬料、火葬に係る火葬料を対価とする役務の提供
- (13) 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付等

(14) 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等

(15) 教科用図書の譲渡

(16) 住宅の貸付

※ 「住宅」

人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分、一戸建て住宅、マンション、アパート、社宅、寮等（貸付期間が1月に満たない場合、旅館業法に規定する旅館業の施設の貸付に該当する場合を除く。）

## 5-2 輸入取引

国内取引の非課税との関係から、保税地域から引き取られる外国貨物のうち、有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等、身体障害者用物品、教科用図書が対象。

## 6. 免税取引

課税事業者が輸出として行われる資産の譲渡・貸付、外国貨物の譲渡・貸付、国内及び国外の地域にわたって行われる旅客・貨物の輸送又は通信については消費税が免除される（輸出免税）。

## 7. 不課税取引（課税対象外）

消費税の課税対象となる国内取引、輸入取引以外の取引、すなわち、国外取引や対価を得て行うことに該当しない寄附、贈与、出資に対する配当等は不課税取引（課税対象外）とされ、消費税は課税されない。

## 8. 課税標準・税率

### 8-1 国内取引の課税標準

課税資産の譲渡等の対価（消費税額及び地方消費税額を除き、個別消費税を含む。）

### 8-2 輸入取引の課税標準

課税対象となる外国貨物の引取価格

### 8-3 税率

消費税	4%
地方消費税	1%（消費税額の25%）

## 9. 課税期間等

### 9-1 原則

法人の場合の課税期間は原則、法人の事業年度（設立時においては設立の日が事業年度の開始の日）である。

### 9-2 課税期間の短縮

法人の事業年度にかかわらず、「消費税課税期間特例選択届出書」を所轄の税務署長に提出することによって、事業年度開始の日以後、1カ月毎に区分した各期間又は3カ月毎に区分した各期間を課税期間とし、納税・還付申告をすることができる。この課税期間の短縮を廃止する場合には、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」を提出することが必要である。ただし、この課税期間の短縮のために「消費税課税期間特例選択届出書」を提出した場合には、以後2年間は不適用の届出を提出することができない。

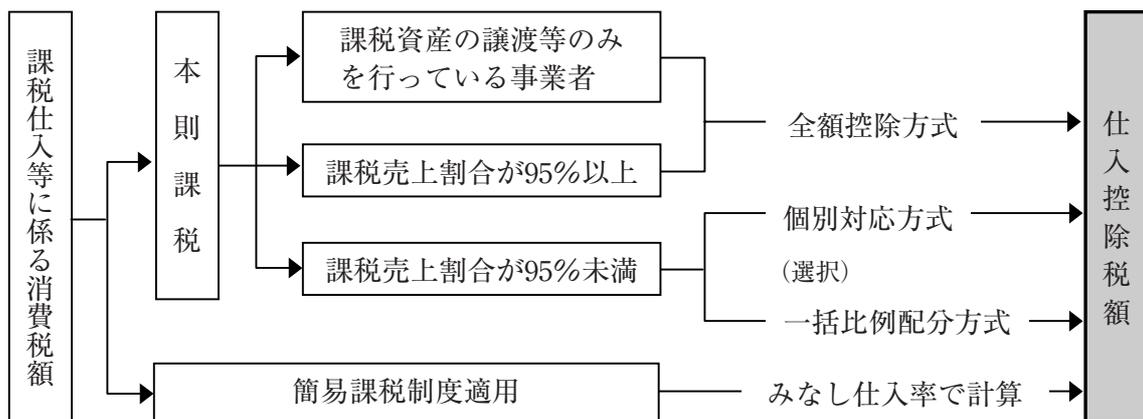
## 10. 税額控除等の計算

### 10-1 仕入税額の計算方法

課税事業者は、その課税期間における課税売上に係る消費税額（課税標準額に対する消費税額）から課税仕入と課税貨物の引取り（課税仕入等）に係る消費税額を控除した金額を納付する。

課税売上に係る消費税額から控除する課税仕入等に係る消費税額（仕入控除税額）の計算方法は、簡易課税制度を適用するかどうか、さらに簡易課税制度を適用しない場合に、その課税期間中の課税売上割合が95%以上か95%未満かによって異なる。

#### 【計算方法】



#### 【課税売上割合】

課税期間中に国内で行われた課税資産の譲渡等の対価の合計額	—	課税資産の譲渡等の対価の返還等の金額
課税期間中に国内で行われた資産の譲渡等の対価の合計額	—	資産の譲渡等の対価の返還等の金額

(1) 本則

① 全額控除方式（課税売上割合が95%以上の場合）

課税期間中の課税売上に係る消費税額から、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全額を控除する。

課税仕入等に係る消費税額は、課税仕入の金額（消費税額及び地方消費税額を含んだ金額）に4/105を乗じて算出した消費税額と外国貨物の引取りに係る消費税額との合計である。

【課税仕入等に係る消費税等】

国内における課税仕入に係る消費税額 + 外国貨物の引取りに係る消費税額 ↓ 課税仕入高の合計額（税込み） × 4/105
--

② 個別対応方式（課税売上割合が95%未満の場合）

課税期間中の課税仕入等に係る消費税額のすべてを、

- (a) 課税売上にのみ対応するもの
- (b) 非課税売上にのみ対応するもの
- (c) (a)と(b)に共通するもの

に区分し、次の算式により計算した仕入控除税額をその課税期間中の課税売上に係る消費税額から控除する。

$\text{仕入控除税額} = (\text{aの消費税額} + (\text{cの消費税額} \times \text{課税売上割合}))$
--

課税期間中の課税仕入等に係る消費税額		
(a) 課税売上にのみ対応するもの	(c) (a)と(b)に共通するもの (課税売上割合で按分)	(b) 非課税売上にのみ対応するもの
仕入税額控除（控除する消費税額）		控除できない消費税額

③ 一括比例配分方式（課税売上割合が95%未満の場合）

課税期間中の課税仕入等に係る消費税額が、個別対応方式の(a)(b)(c)のように区分されていない場合、又は区分されていてもこの方式を選択する場合に適用する。

$\text{仕入控除税額} = \text{課税仕入等に係る消費税額} \times \text{課税売上割合}$
--

課税期間中の課税仕入等に係る消費税額	
課税売上割合で按分	
仕入税額控除（控除する消費税額）	控除できない消費税額

(2) 簡易課税制度

課税期間における課税標準額に対する消費税額を基にして、仕入控除税額を計算する。

よって、実際の課税仕入等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができる。

ただし、簡易課税制度により計算する場合の課税売上高には、輸出免税等の免税売上高、売上対価の返還等の金額及び消費税及び地方消費税の額を含まない。

簡易課税制度の適用を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があり、一度適用されると2年間継続しなければならない。

- (a) 課税事業者の基準期間における課税売上高が2億円（改正後5,000万円）以下であること。
- (b) 「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に所轄税務署長に提出していること。

なお、この適用を受ける事業者であっても、貸倒れに係る消費税額及び売上に係る対価の返還等の金額に係る消費税額が控除される。

① 1種類の事業のみを営む事業者の場合

第一種事業から第五種事業までの事業のうち1種類の事業のみを営む事業者については、その課税期間の課税標準額に対する消費税額に、該当する事業のみなし仕入率を乗じた金額が仕入控除税額となる。

なお、簡易課税制度による仕入控除税額の計算をする場合の課税標準額に対する消費税額は、売上対価の返還等に係る消費税額の合計額を控除した残額をいう。

$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} \times \text{みなし仕入率}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種事業 90%</li> <li>・ 第二種事業 80%</li> <li>・ 第三種事業 70%</li> <li>・ 第四種事業 60%</li> <li>・ 第五種事業 50%</li> </ul>
---	---

【みなし仕入率】

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業（他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）をいう。
第二種事業	80%	小売業（他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業）をいう。
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除く。
第四種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業及び第五種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業、金融・保険業等などが該当する。 また、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となる。
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く。）をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除く。

② 2種類以上の事業を営む事業者の場合

それぞれの事業の課税売上に係る消費税額に、それぞれのみなし仕入率を乗じた金額の合計額となる。

$$\begin{aligned} \text{仕入控除税額} &= \text{課税標準額に対する消費税額} \times \\ &\left[ \begin{array}{l} \text{第一種} \\ \text{事業に} \\ \text{係る消} \\ \text{費税額} \end{array} \times 90\% \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{第二種} \\ \text{事業に} \\ \text{係る消} \\ \text{費税額} \end{array} \times 80\% \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{第三種} \\ \text{事業に} \\ \text{係る消} \\ \text{費税額} \end{array} \times 70\% \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{第四種} \\ \text{事業に} \\ \text{係る消} \\ \text{費税額} \end{array} \times 60\% \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{第五種} \\ \text{事業に} \\ \text{係る消} \\ \text{費税額} \end{array} \times 50\% \right] \\ &= \text{第一種事業に} + \text{第二種事業に} + \text{第三種事業に} + \text{第四種事業に} + \text{第五種事業に} \\ &\quad \text{係る消費税額} \quad \text{係る消費税額} \quad \text{係る消費税額} \quad \text{係る消費税額} \quad \text{係る消費税額} \end{aligned}$$

③ 2種類以上の事業を営む場合で、1種類の事業に係る課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合

75%以上を占める事業のみなし仕入率を全体の課税売上高に対し適用することができる。

$$\text{仕入控除税額} = \frac{\text{課税標準額に対する消費税額}}{\text{75\%以上を占める事業のみなし仕入率}}$$

④ 事業の種類を区分していない場合（特例）

2種類以上の事業を営む場合で、課税売上高を事業毎に区分していない場合には、その行っている事業のうち最も低いのみなし仕入率を適用することとなる。

## 10-2 仕入税額控除の調整

(1) 仕入に係る対価の返還等を受けた場合

課税事業者が課税仕入につき、返品、値引き、割引、割戻しにより、課税仕入に係る支払対価の額の全部若しくは一部の返還又は課税仕入に係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部又は一部の減額（仕入対価の返還等）を受けた場合には、仕入対価の返還等を受けた課税期間中の課税仕入等に係る消費税額から「控除方式」に応じて計算した仕入対価の返還等に係る消費税額を控除し、その控除後の税額をその課税期間中の課税売上に係る消費税額から控除する。

$$\text{仕入対価の返還等に係る消費税額} = \text{仕入対価の返還等の金額（税込）} \times 4/105$$

## 【対価の返還等があった場合の仕入控除税額の計算】

課税売上割合が95%以上		仕入控除税額 = 課税仕入等に係る消費税額 - 仕入対価の返還等に係る消費税額
課税売上割合が95%未満	個別対応方式	$\left[ \begin{array}{l} \text{課税売上と非課税} \\ \text{売上に共通する} \\ \text{課税仕入等に係る} \\ \text{消費税額} \end{array} \times \text{課税売上} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{課税売上と非課税} \\ \text{売上に共通する} \\ \text{仕入対価の返還等} \\ \text{に係る消費税額} \end{array} \times \text{課税売上} \right] = B$ $\text{仕入控除税額} = A + B$
	一括比例配分方式	$\left[ \begin{array}{l} \text{課税仕入等} \\ \text{に係る消費税額} \end{array} \times \text{課税売上} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{仕入対価の返還等} \\ \text{に係る消費税額} \end{array} \times \text{課税売上} \right]$

## (2) 棚卸資産に係る税額の調整

## ① 免税事業者が課税事業者となった場合

免税事業者が課税事業者となる日の前日において有する棚卸資産のうち、納税義務が免除されていた期間中の課税仕入等に係るものがあるときは、その棚卸資産に係る課税仕入等の税額は、課税事業者となった課税期間の課税仕入等の税額とみなして仕入税額控除額の計算の対象となる。

なお、この調整を行う場合には、棚卸資産の明細を記載した書類を保存しておく必要がある。

## ② 課税事業者が免税事業者となる場合

課税事業者が免税事業者となる課税期間の直前の課税期間において仕入れた棚卸資産をその直前の課税期間の末日において有しているときは、その有する棚卸資産に係る課税仕入等の税額は、その直前の課税期間の仕入税額控除の対象にすることはできない。

## (3) 売上対価の返還等を行った場合

課税事業者が課税資産の譲渡等につき、返品、値引き、割引、割戻しにより、その課税資産の譲渡等の対価の額の全部若しくは一部の返還又はその課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（売上対価の返還等）をした場合には、売上対価の返還等を行った課税期間の課税売上に係る消費税額から、売上対価の返還等の金額に係る消費税額の合計を控除する。その場合、控除しきれない金額があるときは還付される。

なお、この調整を行う場合には、売上対価の返還等の金額等の明細を記録した帳簿を保存しておく必要がある。

$$\text{売上対価の返還等に係る消費税額} = \text{売上対価の返還等の金額（税込）} \times 4/105$$

## (4) 貸倒れが生じた場合

課税事業者が国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、その相手方に対する売掛金その他の債権につき会社更生法の更正計画認可の決定により切り捨てられたこと、その他一定の事実が生じたため、その税込価額の全部又は一部の領収ができず、貸倒れとなったときは、貸倒れ処理した金額に係る消費税額の合計額を控除する。

なお、この調整を行う場合には、債権の切捨て事実を証する書類その他の貸倒れの事実を明らかにする書類を保存しておく必要がある。

$$\text{貸倒れに係る消費税額} = \text{貸倒れに係る金額} \times 4/105$$

## (5) 貸倒債権を回収した場合

貸倒れに係る消費税額の控除の適用を受けた事業者がその適用を受けた課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部を回収した場合には、貸倒れ回収額に係る消費税額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして、その事業者のその回収をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

## (6) 公共法人等に対する特例

非出資商工組合（同連合会）等の消費税法別表第三に掲げる法人が、①課税事業者であり、②特定収入割合が5%超であり、③簡易課税制度の適用を受けていない場合には、仕入税額控除の調整を行う。

$$\text{納付すべき消費税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} - \left[ \text{通常の計算により算出した課税仕入等の税額の合計額} - \text{特定収入に係る課税仕入等の税額} \right]$$

$$\text{特定収入割合消費税額} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{特定収入の合計額}}$$

ここでいう特定収入とは、資産の譲渡等の対価に該当しない収入のうち、補助金、会費等（対価性のないもの）の収入をいう。

## 10-3 改正規定の適用と経過措置

簡易課税制度の適用上限の引下げに係る改正規定は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間について適用し、同日前に開始した課税期間については、従前どおりとなる。

したがって、個人事業者については平成17年分、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算期からの適用となる。

なお、この改正に伴い、簡易課税制度の選択届出書に関し、次の経過措置が設けられている。

## (1) すでに簡易課税制度を適用している事業者に関する経過措置

現在すでに簡易課税制度を選択している事業者は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である場合には、簡易課税制度の選択を止めない限り新たな届出書を提出しなくても、引き続き簡易課税制度が適用される。

## (2) 新たに課税事業者となる事業者に関する経過措置

平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間において新たに課税事業者となる事業者

が、「消費税簡易課税制度選択届出書」を当該最初に開始する課税期間中にその納税地の所轄税務署長に提出した場合において、その届出書にその課税期間から適用を受ける旨を記載したときは、その課税期間の初日の前日にその届出書を提出したものとみなされる。

## 11. 納税地

### 11-1 国内取引

本店又は主たる事務所の所在地において納税する必要がある。主たる事務所を異動した場合には異動後遅滞なく、異動前の納税地を所轄する税務署長及び異動後の納税地を所轄する税務署長に「消費税異動届出書」を提出しなければならない。

### 11-2 輸入取引

保税地域から引き取られる外国貨物に関するものについては、保税地域の所在地が納税地となる。

## 12. 申告・納付

### 12-1 確定申告

課税事業者は、課税期間毎に、課税期間の末日の翌日から2月以内（個人事業者は翌年の3月31日が期限）に納税地を所轄する税務署に消費税・地方消費税（地方消費税は地方税であるが、納税者の事務負担等を勘案して消費税と併せ申告及び納付）の確定申告書に明細書（附表）を添付して提出し、消費税額を納付する必要がある。

確定申告書は一般用と簡易課税用があり、簡易課税制度を採用した場合は簡易課税用の申告書を使用する。

### 12-2 中間申告

直前の課税期間の確定消費税額が一定額以上の場合には、中間申告書を提出し納付することが必要となる。この場合の「確定消費税額」とは、消費税の確定額（年税額）を指しており、消費税額と地方消費税額を合わせた額でないことに留意する必要がある。中間申告書の提出が必要な場合であって中間申告書を提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限に中間申告書を提出したものとみなされ、中間申告に伴う税額の納付を行う義務を負うこととなる。

なお、申告額には別途、25%の地方消費税額が追加される。

中間申告による納付税額がある場合には、確定申告の際に中間納付税額を確定税額から控除する。中間申告の対象期間1カ月（3カ月あるいは6カ月毎に区切った期間）に関し確定申告と同様の方法で申告・納付することも可能（仮決算による中間申告）であるが、この場合には消費税等の還付を受けることができない。

予め課税期間を短縮する旨の届出書を提出している場合は中間申告・納付の必要がない。合併があった場合には中間申告税額の調整が必要となる。

直前の課税期間の消費税額	48万円以下	48万円超	400万円超	480万円超
中間申告回数	不要	年1回	年3回	年11回
申告・納付期限	－	6月経過後2月以内	3、6、9月経過後2月以内	1月経過後2月以内
中間申告額	－	直前の確定消費税額の2分の1の消費税額	直前の確定消費税額の4分の1の消費税額	直前の確定消費税額の12分の1の消費税額

### 12-3 還付申告

課税事業者が次に該当する場合には、課税期間の末日から2カ月以内に還付申告書を税務署長に提出することによって還付を受けることができる。

- 控除する消費税額の合計額が課税売上に係る消費税額を上回り控除不足額が生じた場合
- 中間納付額が確定申告書による納付すべき消費税額を上回る場合

## 13. 帳簿・領収書等の保存

課税事業者は、帳簿を備え付けて取引の年月日、取引の内容、取引金額、取引相手の名称等を記載することが必要である。この帳簿は「課税期間の末日の翌日から2カ月を経過した日」から7年間保存しておく義務がある。この場合、記載事項が網羅されているものであれば、帳簿の種類は特段の指定はない。

#### 【帳簿への記載事項】

区 分	記 載 事 項
課税仕入の場合	課税仕入の相手方の氏名又は名称、課税仕入を行った年月日、課税仕入に係る資産又は役務の内容、課税仕入に係る支払対価の額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）
資産の譲渡等を行った場合	取引の相手方氏名・名称、年月日、内容、金額
売上返品、売上値引、仕入割戻し等の場合	売上返品等に関する相手方氏名・名称、年月日、内容、金額
仕入返品、仕入値引、仕入割戻し等の場合	仕入返品等に関する相手方氏名・名称、年月日、内容、金額
貸倒れの場合	貸倒れに関する相手方氏名・名称、年月日、内容、金額
課税貨物に関する消費税額の還付を受けた場合	保税地域の所轄税関名、還付年月日、課税貨物の内容、還付を受けた消費税額

## 14. 各種届出等

消費税法上、届出・承認を受ける必要がある場合には、納税地を所轄する税務署長に対し所定の届出書、申請書を提出しなければならない。

## Ⅶ かんたん用語説明

No	用 語	説 明
1	基 準 期 間	個人事業者については課税期間の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
2	課 税 期 間	納付する消費税額の計算の基礎となる期間。個人事業者は暦年（1月1日～12月31日）、法人は事業年度とされています。
3	免 税 事 業 者	課税期間の基準期間における課税売上高（輸出売上高を含む。税抜き）が1,000万円以下の事業者をいいます。
4	課 税 事 業 者	課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円超の者をいいます。
5	本則課税制度	課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて消費税額を算出する制度をいいます。
6	簡易課税制度	課税売上げに係る消費税額に業種に応じたみなし仕入率を乗じて簡易に消費税額を算出する制度をいいます。
7	国 内 取 引	日本国内で事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け、役務の提供をいいます。
8	輸 入 取 引	保税地域から外国貨物を引き取る取引をいいます。
9	事 業 者	事業者とは、自己の計算において独立して事業を行うものをいいます。事業者は法人と個人事業者（事業を行う個人）に区分されます。
10	事 業	事業とは、対価を得て行われる資産の譲渡等を反復、継続かつ独立して遂行することをいいます。 事業活動に付随して行われる取引（事業用車輛の売却等）も事業に含まれます。
11	対価を得る行為	原則として、対価を得て（有償で）行われる取引をいいます。例えば、買主が売買の目的物を受取る見返りとして金銭を支払いますが、この「見返りを得る」という関係が対価を得て行うものという意味です。したがって無償譲渡は原則として除外されます。
12	保 税 地 域	保税地域とは、輸出入手続きを適切かつ効率的に行い、また、外国貨物を輸入手続き未済のまま蔵置し、又は加工・製造・展示等を行うことができる特定の場所のことです。

No	用語	説明
13	外国貨物	輸出の許可を受けた貨物、外国から日本に到着した貨物で輸入の許可を受ける前のものをいいます。
14	みなし譲渡	無償で行う資産の譲渡等は、課税対象となりませんが、消費に負担を求める税としての性格上、次の場合に限り課税対象となるものをいいます。 (1) 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で、事業の用に供していたものを家事のために消費し又は使用した場合。 (2) 法人が資産をその役員に対して贈与した場合。
15	家事消費	棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを、個人事業者又は個人事業者と生計を一にする配偶者その他の親族の用に消費した場合をいいます。
16	課税標準額	課税標準額とは、税額計算の基礎となる金額（このことを課税標準といいますが）の合計額をいい、この合計額に税率を乗じて課税売上げに係る消費税額を計算します。
17	課税売上高	消費税が課税される取引の売上金額（税抜き）と輸出取引等の免税売上金額の合計額からこれらの売上げに係る売上返品、売上値引等に係る金額（税抜き）を控除した残高をいいます。
18	課税仕入高	事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けた金額（税抜き）の合計額をいいます。 したがって、課税対象の「商品仕入れ等」はもちろんのこと、課税対象となる「経費項目」等も含まれます。
19	課税売上割合	課税売上割合とは、その課税期間中の総売上高（課税売上高+免税売上高+非課税売上高）に占める課税売上高（課税売上高+免税売上高）の比率をいいます。
20	仕入控除税額	課税売上げに係る消費税額から控除する課税仕入れ等に係る消費税額をいいます。



## Ⅷ Q &amp; A

## [個人事業者編]

《Q1》 私は個人で魚屋を営んでおり、今まで消費税を納めたことはないが、1,000万円とはどの時点の金額なのか？

《A1》 平成15年の売上げで判断します。また、今までに課税事業者になったことのない個人事業者の方は、その金額は税抜処理しないで判断する事となります。

《Q2》 平成15年の売上げで判断するとの事だが、確定申告書の売上金額のままで判断すればいいか？

《A2》 確定申告書の売上高や収入金額には、消費税の課税対象となるもの、非課税となるもの、免税となるもの及び対象外となるものが含まれている場合があります。そのため、売上げや収入の内容を分類し、課税対象となる売上高、収入金額及び免税売上げの合計額をもって1,000万円になるのか判断します。

《Q3》 私は平成15年の課税売上げが1,500万円のため、課税事業者となるが、実際の納税はいつ頃になるのか？

《A3》 平成17年の確定申告から消費税の申告が必要になります。実際の納付時期は平成18年3月末となります。

## [総額表示編]

《Q4》 総額表示の義務付けは、平成16年4月1日から一斉に行われるのか？ それ以前に「総額表示」にしてはいけないのか？

《A4》 消費者に対して価格表示を行う事業者は、総額表示の義務付けが平成16年4月1日から適用されるので、同日に向けた対応が必要です。

具体的には、値札などの価格表示において、消費税相当額を含んだ支払総額に表示を変更する必要がありますが、表示の変更を平成16年4月に一斉に変えるのではなく、同日前から変更していくことも現実的な対応と考えられます。

事前に値札等の表示を総額表示してもかまいません。むしろ、結構なことです。

《Q5》 当店では、商品カタログを作成後1年間以上使用することになっている。平成16年4月1日から総額表示の適用となると、以前に作った商品カタログを消費者から回収し新たに「総額表示」に適應した商品カタログを作成することは大変な労力とコストの負担が生じる。どのようにしたら良いか？

《A5》 商品カタログなどは発行後一定期間利用されることから、平成16年4月を見越した改訂が必要になります。なお、平成16年4月以降も使用する商品カタログ等をすでに従来どおりの価格表示で作成している場合には、価格表（「税抜価格」と「税込価格」を対比したものなど）を挟み込んでいただくなど、消費者の誤解を招かないような対応をお願いします。

全面的な回収や新規作成を行わなくても、価格シールによる訂正又は総額表示の価格のみの対比表を挟み込むなどの対応も認められています。

《Q6》 単価、手数料の表示方法も「総額表示」の対象となるのか？

《A6》 「総額表示」の対象となります。

単価等の具体的な「総額表示」は次の通りです。(2003.11.12)

	税抜表示	総額表示
肉の量り売り	100グラム200円	100グラム210円
ガソリン、灯油	1リットル100円	1リットル105円
不動産仲介手数料	売買価格の3.00%	売買価格の3.15%

《Q7》 値引販売による価格表示にも「総額表示」が義務付けられるのか？

《A7》 値引後の価格を表示する場合には、「総額表示」する必要があります。

ただし、「○割引」や「○円引き」の表示は「総額表示」の対象とはなりません(値札等に表示されている値引前の価格は「総額表示」しておく必要があります)。

### 【仕入価格の引下げ】

《Q8》 従来消費税抜きの価格を販売価格として表示していたが、総額表示の義務付けに伴い、税抜きの価格にそのまま消費税5%を上乗せして消費税込みの価格を表示すると消費者に値上げしたかのような印象を与えるため、従来の税抜きの価格をそのまま税込みの販売価格として用いることとし、納入業者からの仕入価格を消費税分引き下げることとしたいが、問題はないか？

《A8》 従来、税抜きの価格を表示して販売されていた商品について、総額表示方式の実

施後も小売業者が消費者向けの表示価格を変更せず実質的に販売価格の値下げを行うことは、それ自体が独占禁止法上問題となるものではありません。ただし、小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合に、この値下げのために納入業者からの仕入価格を消費税相当分について納入業者と十分協議することなく一方的に引き下げることが、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります。

なお、ここで説明したような行為が下請法上の下請取引において行われる場合には、買ったたきとして下請法に違反するおそれがあります。

(注) 本Q & Aにおいて、小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合とは、当該納入業者にとって当該小売業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該小売業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、当該小売業者に対する取引依存度、当該小売業者の市場における地位、販売先の変更可能性、商品の需給関係等を総合的に考慮する。

#### 【納品伝票記載価格の内税化の要請】

《Q9》 従来税抜き価格による納品伝票を用いて取引を行ってきたところ、小売価格の総額表示化に伴い、受発注手続についても税込み価格で行うこととし、納入業者に対して納品伝票の記載を税込み価格で行うよう求めることに問題はないか？

《A9》 納入業者に納品伝票の記載を税込み価格で行うよう求めること自体は独占禁止法上問題ありませんが、小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合、例えば納入業者が作成する納品伝票に記載される価格を税込み価格とするためにシステムの変更等を必要とし、追加的な費用が必要となるにもかかわらず、納入業者と十分協議することなく一方的に、その費用を全く負担せず、又はその費用を考慮することなく仕入価格を定める場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります。

なお、十分な協議をすることなく一方的に、上記のような費用を全く負担せずその費用を考慮しないまま仕入価格を定める行為が下請法上の下請取引において行われる場合には、買ったたきとして下請法に違反するおそれがあります。

【仕入価格の端数の切り捨て】

《Q10》 従来税抜き価格を記載した発注書面により納入業者に発注を行ってきたが、総額表示の義務付けに伴い、納入業者への発注も税込み価格を記載した発注書面によることとしたい。これに伴って仕入単価に円未満の端数が生じる場合があるが、この端数を切り捨てて発注することに問題はないか？

《A10》 小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合に、総額表示の義務付けに伴い、納入業者への発注を税込み価格を記載した発注書面により行うこととし、これに伴って計算した単価に生じる円未満の端数分を切り捨てることにより、納入業者と十分協議することなく一方的に仕入単価を定めることは、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります。

なお、このような仕入単価の端数の切り捨てが下請法上の下請取引において行われる場合には、買ったたきとして下請法に違反するおそれがあります。

【値札価格の内税化の要請】

《Q11》 納入業者には納入に当たって小売価格（税抜き）を記載した値札を付けて商品を納品してもらっている。総額表示の義務付けに伴ってこの小売価格の記載を税込み価格とする必要があり、今後は税込み価格を記載した値札を付けて納品してもらうこととなるが問題はないか？

《A11》 小売業者が納入業者に小売価格を記載した値札を商品に付けて納めさせている場合に、総額表示の義務付けに伴い当該値札上の表示を税抜き価格から税込み価格に変更することについては、納入業者に費用の負担が生じない場合には特段独占禁止法上及び下請法上の問題とはなりません。

ただし、小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合には、納入業者が値札への表示の変更を行うために費用が必要となるにもかかわらず、納入業者と十分協議することなく一方的に、その費用を全く負担せず、又はその費用を考慮することなく仕入価格を定める場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります。また、納入業者と十分協議することなく一方的に、その費用を全く負担せずその費用を考慮しないまま仕入価格を定める行為が下請法上の下請取引において行われる場合には、買ったたきとして下請法に違反するおそれがあります。

## 【値札付替えのための従業員派遣要請】

《Q12》 平成16年4月1日から総額表示が義務付けられることに伴い、3月末から4月にかけて店舗中の商品の値札を税抜き価格の値札から税込み価格の値札に付け替えたい。ついては値札を付け替える商品を納入した納入業者から従業員を派遣してもらい、値札の付替えを行ってもらいたいと考えているが問題ないか？

《A12》 小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合に、派遣の条件、対象商品等について、納入業者と十分協議することなく一方的に従業員の派遣を要請することは優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります。

なお、ここで説明したような行為が下請法上の下請取引において行われる場合には、不当な経済上の利益の提供要請として、平成16年4月1日から施行される改正下請法に違反するおそれがあります。

## 【仕入価格の値引き】

《Q13》 従来税抜きの価格を販売価格として表示していたが、平成16年3月までに納入した商品について4月に販売する場合、4月以降に税抜き価格にそのまま消費税5%を上乗せして税込みの価格を表示すると消費者に値上げした印象を与えるので従来の税抜きの価格をそのまま税込みの販売価格として用いることとし、3月までに納入した商品の代金について消費税額分を差し引いて支払うことに問題はないか？

《A13》 小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合に、既に単価を決定して発注した商品について、4月から消費税の総額表示化が義務付けられることを受けて、従来税抜き価格で行っていた表示価格をそのまま税込みの販売価格として用いるため、納入業者と十分協議することなく一方的に、仕入代金を減額して支払い、あるいは引き下げた単価をさかのぼって適用することは、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります。

なお、下請法上の下請取引においては、既に単価を定めて発注したものについて発注後に引き下げた単価をさかのぼって適用することは、下請代金の減額として下請法に違反します。

## 【税抜きレジシステムによる表示価格と実際の購入金額のかい離】

《Q14》 総額表示方式が導入された後も、仮に、現在の税抜き価格を基に計算する「税抜きレジシステム」（以下の例参照）を用いると、ある商品を複数個購入した場合、表示された単価に購入個数を掛けた金額と税抜きレジシステムに基づき計算される購入金額が異なるケースが発生する。これは、景品表示法上問題となるのか？

（例）「税込み94円」と単価が表示された商品を10個購入する場合

本体価格90円の商品について、消費税額（ $90円 \times 5\% = 4.5円$ ）を端数処理（小数点以下の数字を切り下げ）して4円とし、税込みの単価を「94円」（ $90円 + 4円$ ）と表示する場合において、当該商品を10個買う際には、レジシステムの違いにより、次の2つの計算が成り立ち得る。

・税抜きレジシステム

$$90円 \times 10個 \times 1.05 = 945円 \quad \text{購入金額} 945円$$

・税込みレジシステム

$$94円 \times 10個 = 940円 \quad \text{購入金額} 940円$$

消費者は、税込み94円の商品を10個購入する場合、消費税込みの合計額は、計算上940円（ $= 94円 \times 10個$ ）になると考えるが、税抜きレジシステムを用いた場合、実際に消費者が支払わなければならない金額は945円となる。

《A14》 税抜きレジシステムを用いた場合、当該商品を単品で購入しようとする消費者にとって、表示価格と実際に支払う金額の間に違いはないものの、当該商品を複数購入しようとする消費者は、購入金額が、表示単価に購入個数を掛けた金額（上記の例の場合、940円）になると認識するため、消費者の認識する金額と税抜きレジシステムに基づき計算された金額が異なることがあり得ることになり、一般消費者の誤認を招くおそれがあると考えられます。

この場合、税込み価格を基に計算する「税込みレジシステム」への変更などの対応が採られれば、一般消費者の誤認が払拭されることになると考えられますが、税抜きレジシステムを用いる場合については、税込みの単価の表示に加えて、例えば、端数処理前の税込み単価（上記の例で94.5円）を明示するなどとともに、税抜きレジシステムを用いる結果、消費者が認識する表示単価に購入個数を掛けた金額と税抜きレジシステムに基づき計算された購入金額が異なることがあり得ることを明らかに表示するなど、一般消費者の誤認を払拭するための方策が採られる必要があると考えられます。

《Q15》 「税抜きレジシステム」を用いる場合、ある商品を複数個購入した場合、税抜きレジシステムに基づき計算される金額の方が表示された単価に購入個数を掛けた金額より高くなるケースが発生する（前ページ《Q14》参照）。

このため、消費者からの苦情を避けるためには、値札においては、消費税額の端数を切り上げた価格を表示するとともに、レジシステムにおいては、消費税額の端数を切り捨てる計算をすることにより、消費者が値札上の表示単価を見て認識する額よりも税抜きレジシステムに基づき計算された金額の方が高くなることを回避することにしたい（以下の例参照）が問題ないか？

（例）本体価格90円の商品について

・表示価格

$$90円 \times 1.05 = 94.5円 \text{（端数切り上げ）} \quad \text{表示価格95円}$$

・実際の購入金額

$$90円 \times 1.05 = 94.5円 \text{（端数切り捨て）} \quad \text{購入金額94円}$$

○ 当該商品を10個購入した場合

・消費者の認識する購入価格

$$95円 \times 10個 = 950円$$

・税抜きレジシステムに基づき計算された実際の購入価格

$$90円 \times 10個 \times 1.05 = 945円$$

このような方法を採用することによって、「95円」の単価表示を見た消費者は、当該商品を10個購入すれば、合計950円になると認識するが、実際の購入金額は945円となり、消費者が値札の単価を見て認識する額（950円）よりも実際の購入金額の方が高くなることを回避することができる。

《A15》 値札では消費税額の端数を切り上げたものを表示し、レジ計算では端数を切り捨てる計算方法を用いることについては、単数購入する場合においても、表示された金額（値札上の表示価格「95円」）と実際の購入金額（「94円」）が異なることになり、消費者を混乱させ、ひいては、価格表示に対する消費者の不信感を招くことも考えられますので、適正な消費者取引の確保の観点からは、好ましくないと考えられます。

[強調表示]

《Q16》 「税抜き価格」を大きく表示し、「税込み価格」を小さく表示することは、景品表示法上問題となるか？  
 (例)「9,800円 (税込10,290円)」

《A16》 大きく表示された税抜き価格である「9,800円」を税込みの販売価格であると一般消費者に誤認されるおそれがない限りは、景品表示法上問題とはなりません。  
 そのような誤認を生じさせないためには、税込み価格は、税抜き価格と同様に分かりやすく表示されることが必要であると考えられます。

[税抜き価格での広告表示]

《Q17》 総額表示方式が導入された状況において、総額表示義務に反し「税抜き価格」のみを広告表示することは、景品表示法上問題とならないか。  
 また、店頭において、例えば「9,800円」と税抜き価格を広告表示し、店舗内のレジや掲示板に「当店の価格は税抜です」と表示している場合や店舗内には「9,800円 (税込10,290円)」と表示している場合には、景品表示法上問題とならないか？

《A17》 総額表示方式が導入された状況において、消費者が商品・サービスの価格表示は、総額表示であると認識する場合に、別途消費税額を支払う必要があることを明りょうに表示しないで、例えば、「9,800円」と税抜き価格のみを広告表示し、実際には、消費税額を徴収して、「10,290円」で販売している場合には、販売価格が安いと一般消費者に誤認されるおそれがあることから、景品表示法上問題となります。  
 また、店頭において、「9,800円」と税抜き価格のみを広告表示し、店舗内において別途消費税額を支払う必要があることを表示してあっても、一般消費者に当該「9,800円」が税込み価格であると誤認されるおそれがある場合には、景品表示法上問題となり得ることに注意する必要があります。

[メーカー希望小売価格の表示]

《Q18》 メーカー希望小売価格の表示については、どのように表示すればよいのか？

《A18》 メーカーが設定するメーカー希望小売価格そのものは、小売業者が消費者に対して行う価格表示ではないため、消費税法上総額表示義務の対象とはなりません。  
 しかし、メーカー希望小売価格は、小売業者において、二重価格表示（事業者が自己の販売価格に、当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」とい

います。)を併記して表示するもの)の比較対照価格として用いられる場合がありますが、消費者の適正な選択に資する観点からは、二重価格表示の比較対照価格として用いられるメーカー希望小売価格について、税込みのものであるか、税抜きのものであるか、明示されていることが望ましいと考えられます。

#### [総額表示方式の表示例に関する自主基準の設定]

《Q19》 事業者団体において、財務省が示した総額表示方式の5つの表示例のうち適当と思われる1例を自主基準として示すことは問題ないか？

《A19》 事業者団体が総額表示方式の実施に伴って、消費税込み価格等の表示方法について自主基準を設定すること、また、その場合の表示方法を1例のみとすることについては、構成事業者はその遵守を強制しないものである限り独占禁止法上問題ありません。

#### [メーカー希望小売価格の表示方法に関する自主基準の設定]

《Q20》 製造業の事業者団体において、メーカー希望小売価格を表示する場合には税込み価格とする自主基準を設定することは問題ないか。また、自主基準で具体的表示方法を1例のみとすることは問題ないか？

《A20》 製造業の事業者団体が総額表示方式の実施に伴って、メーカー希望小売価格を表示する場合には税込み価格とする自主基準を設定すること、また、その場合の表示方法を1例のみとすることについては、構成事業者はその遵守を強制しないものである限り独占禁止法上問題ありません。

#### [消費税の納付税額の計算特例の適用を受けるための情報提供]

《Q21》 事業者団体において、消費税の納付税額の計算特例の適用を受けるための代金の領収方法等消費税法施行規則に関する情報を構成事業者に提供することは問題ないか？

《A21》 事業者団体が、構成事業者に対して消費税法施行規則に関する情報等消費税に関する客観的な情報を提供することや消費税制度の仕組みを説明することは、独占禁止法上問題ありません。

[端数処理方法の決定]

《Q22》 今回の総額表示の義務付けにより、税込みの総額を表示するに当たり、これまでの税抜き価格に5%上乘せすると1円未満の端数が生じる場合には、端数について、例えば、切上げ処理とすることなどを事業者団体において自主基準として設定することは独占禁止法上問題ないか？

《A22》 事業者団体が、消費税の課税の転嫁に伴い、計算上生じる端数の処理方法を決定することは、自主基準であっても独占禁止法上問題となります。

[その他]

《Q23》 私は課税事業者として消費税を納めている個人だが、この度法人を設立することとしました。基準期間はどのように判定すれば良いのか？

《A23》 個人で行っている事業と法人で行う事業は事業者が異なるので、個人事業の課税売上は全く関係なく、設立後2年間は基準期間がない法人として判定します（資本金1千万円以上で設立される法人は、設立年度から納税義務者となります）。

《Q24》 個人事業（課税事業者）で商売をしているが、商売以外で使っている自動車を売却した。来年の確定申告の際、自動車の売却代金に係る消費税を納める必要があるか？

《A24》 商売以外で使っている自動車売却は「事業として」行う取引には該当しないため、納める必要はありません。

《Q25》 個人事業（課税事業者）で商売をしている。今回商売で使っていたトラックを買い換えた。明細は次の通りである。どの金額が「課税仕入」になり、どの金額を「課税売上」にすれば良いのか？

	旧トラック	新トラック
購入金額	1,000,000円	1,300,000円
売却直前の帳簿価額	200,000円	
下取り額	250,000円	
売却益	50,000円	
現金追加支払額		1,050,000円

《A25》 「課税売上」及び「課税仕入」はそれぞれ次のようになります。(2003.12.16)

	旧トラック	新トラック
購入金額	1,000,000円	(課税仕入)1,300,000円
売却直前の帳簿価額	200,000円	
下取り額	(課税売上)250,000円	
売却益	50,000円	
現金追加支払額		1,050,000円

《Q26》 平成16年4月からの総額表示に伴い、会計処理のプログラムを修正する必要が  
 でした。この修正に係る金額は修繕費として処理できるのか？

《A26》 総額表示に対応するためだけにかかる金額は修繕費（損金算入）することが認め  
 られます。但し、プログラムの修正の中に、新たな機能の追加、機能の向上等に該  
 当する部分が含まれている場合には、この部分に関しては損金処理できません。

《Q27》 私は飲食店を営んでいるが、タクシー代を立替払いしており、精算の際お客  
 様から立替代の受け入れ（マージンの上乗せのない実額）として処理している。  
 この場合消費税の取扱いはどのようになるか？

《A27》 立替部分を明確に区分し、実費精算している限り、立替代の受け入れは「課税売  
 上」にはなりません。但し、マージン等を上乗せしている場合には「課税売上」と  
 なりますのでご注意ください。

《Q28》 当社は会社のイメージ広告制作のため、デザイン料を支払った。この金額は  
 「課税仕入」に該当するのか？

《A28》 意匠権等の権利を使用する対価になりますので、課税仕入に該当します。

《Q29》 当店はクレジットカード会社の加盟店となっており、毎月20日に前月の利用  
 明細が送付されてくる。この明細に表示されている手数料は「課税仕入」に該  
 当するのか？

《A29》 クレジット会社から発行される明細を見てみましょう。

お取扱い	売上合計額(円)A	手数料(円)B	お支払金額(円) C=A-B
12月分	46,148円	2,768円	43,380円

クレジットカード会社へ支払われた2,768円は、非課税となり「課税仕入」には  
 該当しません（金銭債権の譲受けの対価に該当します）。

## 【罰則規定】

《Q30》 罰則規定はあるのか？

《A30》 今回の「総額表示」の義務付けにあたっては、関係省庁、関係団体等の協力を得ながら、個々の事業者の価格表示の状況を踏まえ、広報、相談、指導などきめ細かな対応を図っていくこととしており、特に罰則は設けられていません。

このような取り組みによって「総額表示」が事業者や消費者に浸透すれば、表示されている価格は「税込」であると消費者は認識します。そのような状況において「総額表示義務」を遵守しないお店があるとすれば、消費者との間でトラブルが発生すると考えられますので、自ずと「総額表示」が定着していくものと考えます。

◎ 税金に関する疑問については、タックスアンサーをご利用ください。  
「タックスアンサー・ホームページ」のアドレス  
<http://www.taxanser.nta.go.jp/>

## IX 端数処理の特例について

◎ 総額表示を基礎として代金決済を行う場合、領収金額に含まれる消費税相当額（その領収金額に5/105を乗じて算出した金額）の1円未満の端数を切り捨てた後の消費税相当額をもって売上げに係る消費税額とすることを認める特例が、当分の間の措置として設けられる。

	「税抜価格」を基礎とした代金決済	「税込価格」を基礎とした代金決済
	(例) 税込価格157円、税抜価格150円の商品の場合	
事業者間取引等 (総額表示義務の対象外)	税抜価格を前提とした端数処理の特例が当分の間、認められる。  表 示：150円（税抜） 消費税： 7円 （150円×5%=7.5円 0.5円切り捨て） 受領額：157円	領収金額に含まれる消費税相当額の1円未満の端数処理の特例が当分の間、措置される。  表 示：157円（税込） 消費税： 7円 （157円×5/105=7.47円 0.47円切り捨て） 受領額：157円
対消費者取引 (総額表示義務の対象)	総額表示義務履行を要件に税抜価格を前提とした端数処理の特例が3年間、認められる。  表 示：157円（税込） 消費税： 7円 （150円×5%=7.5円 0.5円切り捨て） 受領額：157円	* 領収金額に含まれる消費税相当額（その領収金額に5/105を乗じて算出した金額）の1円未満の端数を処理した後の金額を領収書等に明示している場合に限り、その明示された端数処理後の消費税相当額を基に消費税額の計算を行うことができる。

(注) 上記特例は一領収単位（レシート）ごとに適用される。

## X レジシステム変更の際に適用できる特例措置について

### レジスターを購入した場合には

#### ◎ IT投資促進税制（平成15年度税制改正で創設）

- \* 年間取得価額の合計額（注1）の10%税額控除又は50%特別償却を認める。（ただし、下記要件（注2）を満たす機器に限る。）

（注1） PC-POSターミナルを含む情報通信機器等の年間取得価額の合計額が、140万円（資本金3億円超の法人は600万円）以上であること。

リース費用総額が、200万円（資本金3億円超の法人は対象外）以上、リース契約期間が4年以上かつリース資産の耐用年数以下であること。

（注2） 電子計算機となるPC-POSターミナル：計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。）のうち、処理語長が32ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量（検査用ビットを除く。）が256メガバイト（サーバー用のものにあっては、128メガバイト）以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。）補助記憶装置、伝送用装置（無線用のものを含む。）、変復調装置又は電源装置を含む。

（※） 本来、複合機の場合には、その機械のパフレットの内容（用途など）、値段、機能、使用実態などを総合的に勘案して、対象機器（今回の場合は、電子計算機）に該当するのかが判定を行うのが原則。複合機の一つであるPC-POSターミナルは、リバーシブルで、PCとPOSの両機能を均等に備えていると認められること等から、IT投資促進税制の対象とされる（メモリーなどのスペックが該当するものに限る）。

#### ◎ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（平成15年度税制改正で創設）

- \* 資本金1億円以下の中小企業者等が取得する30万円未満の減価償却資産について、取得した事業年度に全額損金算入（即時償却）を認める。

### レジシステムのソフトの入れ替えには

（主にチェーン展開する業態のシステム変更）

#### ◎ IT投資促進税制（平成15年度税制改正で創設）

- \* 自社利用のソフトウェアとして、税務上資産に計上されるものについて、年間取得価額の合計額（注3）の10%税額控除又は50%特別償却を認める。

（注3） レジシステムのソフトウェアを含むソフトウェアの年間取得価額が、70万円（資本金3億円超の法人は600万円）以上であること。

リース費用総額が、100万円（資本金3億円超の法人は対象外）以上、リース契約期間が4年以上かつリース資産の耐用年数以下であること。

## XI 簡易課税における、中小企業組合等の事業区分の例示

事業形態	事業の内容	みなし仕入率の区分
共同購買 共同販売	イ. 仕入商品の販売 (a) 販売先が組合員の場合	1
	(b) 販売先が事業者の場合	1
	(c) 販売先が消費者の場合	2
	ロ. 仕入斡旋、販売斡旋、受託買付、受託販売	4
	ハ. 支払代行	5
共同受注	イ. 建設請負 (a) 原材料を自己で手当てした場合	3
	(b) 原材料の支給を受けた場合	4
	(c) 施工担当組合員に区分発注した場合	3
	ロ. 受注斡旋	5
共同生産 共同加工	イ. 自己の商品の製造販売	3
	ロ. 作業くずの売却	3
	ハ. 原材料等の支給を受けて行う、組立て加工等	4
	ニ. 自己で原材料等を手当てして下請け製造させた場合	3
ホ. 組合員の原料、材料、製品等に加工をする場合	4	
共同運送 共同検査 共同保管 共同施設利用	イ. 受取運送料	5
	ロ. 受取検査料	5
共同試験研究 共同広告宣伝 事務代行	ハ. 受取保管料	5
	ニ. 受取施設利用料	5
共同試験研究 共同広告宣伝 事務代行	イ. 受取試験研究（分析）手数料	5
	ロ. 広告宣伝収入	5
	ハ. 受取事務代行手数料	5
共同金融 共済事業	イ. 受取貸付手数料	4
	ロ. 受取事務手数料	4
	ハ. 受取代理店手数料	4
共同受電事業	イ. 組合員に供給	1
商品券発行 サービス券発行 商店街事業	イ. 商品券受託販売手数料	5
	ロ. 商品券決済受取手数料	5
	ハ. サービス券又は福引券売上高（発行主体の場合）	5
	ニ. サービス券又は福引券売上高（仕入売上の場合）	1
	ホ. サービス券又は福引券取扱手数料	5
	ヘ. 広告宣伝収入	5

事業形態	事業の内容	みなし仕入率の区分
賦課金等収入	イ. 教育情報事業賦課金収入	
	(a) 機関誌等の購読料	3
	(b) 講習会の受講料	5
	(c) 情報の提供料	5
	ロ. 機関誌の広告料	5
	ハ. 特別賦課金収入	
	(a) 共同店舗の施設維持・管理	5
	ニ. 講習会の参加料収入	5
事業外収益	ホ. 負担金収入	
	(a) 共同店舗の施設維持・管理	5
	(b) 共同研究の成果の配分との間に明白な対価性がある	5
	イ. 対価契約のある協賛金収入（協年会費、賛助金、協賛金等）	5
	ロ. 加入手数料収入	
	(a) 出資受入事務の手数料又は (a) (b) を区別しないとき	5
	(b) 組合員章等を組合員へ販売	3
	ハ. 雑収入	
(a) 名簿等を事業者へ売却	3	
(b) 不用品の売却	4	
ニ. 不動産賃貸（員外者への賃貸）	5	
固定資産売却	イ. 組合使用固定資産の売却	4

● 『みなし仕入率』

- ・ 第1種事業（卸売業）.....90%
- ・ 第2種事業（小売業）.....80%
- ・ 第3種事業（製造業等）.....70%
- ・ 第4種事業（その他の事業）...60%
- ・ 第5種事業（サービス業）....50%

● 2種以上の事業を営む場合には？

それぞれの事業の課税売上に係る消費税額に、それぞれの『みなし仕入率』を乗じた金額の合計額が仕入控除税額となります。

● 事業区分けをしていない場合には？

区分していない事業のうち、最も低い事業の『みなし仕入率』を適用して仕入控除税額を計算することとなり、不利となります。つまり、2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上を事業の種類ごとに区分しておくことが必要となります。

## XII 中小企業組合等における課税売上・課税仕入等の具体例

	支出等の具体例		収入等の具体例
<b>課税仕入</b> (消費税を支払う支出)	共同購買仕入高 商品等仕入高 ▲受取利用分量配当 ▲仕入値引等 共同受注事業費 外注費 共同販売原価 共同加工事業原価 (労務費は除く) 教育情報事業費 福利厚生事業費 荷造・保管・運搬費等 共同宣伝事業費 支払手数料 旅費交通費 通信費 事務用品費 会議費 総会費 理事会費 交際費 慶弔費 水道光熱費 備品費 印刷費 燃料費 修繕費 賃貸料 雑費 固定資産購入 (土地を除く)	<b>課税売上・A</b> (消費税をかけて良い収入、※かけたときみなされます)	共同購買売上高 売上高 共同受注売上高 完成工事高 共同加工事業収入 ○○事業あっせん手数料収入 受取○○収入 サービス券等発行収入 共同宣伝広告収入 金融事業貸付手数料収入 受取代理店手数料収入 教育情報賦課金収入 事業参加負担金収入 加入手数料収入 雑品等販売収入 (雑収入) ▲売上値引等 ▲支払利用分量配当 固定資産売却 (土地を除く)
		<b>非課税売上・B</b> (かけてはいけない収入)	金融事業貸付利息収入 受取保証料 有価証券売却収入 土地売却収入 土地賃貸料収入 受取利息
<b>課税仕入以外</b> (かけてはいけない支出)	人件費 (役員報酬、給与、賞与、退職金等) 法定福利費 退職金掛金 支払地代 土地の購入 支払利息 支払保証料 支払保険料 租税公課 関係団体負担金 減価償却費 寄付金 損害賠償金 慶弔金 (香典、祝金) 引当金等の繰入	<b>不課税</b>	賦課金収入 (対価でないもの) 総会参加料 受取保険金 補助金収入 寄付金収入 協賛収入 (対価でないもの) 受取配当金 引当金等の戻入・取崩

※A/A+Bの割合が95%以上であれば、課税仕入にかかる消費税は全額控除できます。

# 平成16年度中小企業税制改正の概要について

この度、標記概要が発表されましたのでお知らせします。

## 1. 中小企業の事業承継の円滑化

### (1)事業承継税制の拡充

中小企業は付加価値を生み出す経済活力の原動力。その事業が相続税の負担のために次世代に継承されなかったり、成長力を削がれることは、我が国経済にとって大きな損失。そのため、中小企業の事業承継の円滑化を図るべく、自社株に対する相続税の軽減措置を拡充する。

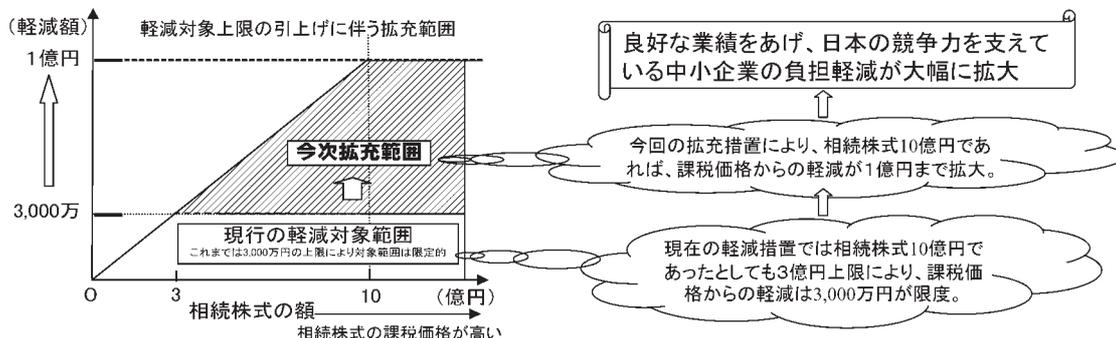
#### ○ 改正の概要

事業承継時の自社株に対する相続税課税価格の10%軽減措置について、現在、「**3億円**又は発行済株式総数の2/3まで」とされている軽減対象上限を「**10億円**又は発行済株式総数の2/3まで」に引き上げる。

#### ○ 改正の効果

今次拡充に伴い、**最大で1億円まで軽減措置が拡大**されることとなり(これまでは3,000万円)、特に、良好な業績をあげ、日本の競争力を支えている中小企業に対し、軽減措置が拡大されることとなる。

(注)3億円×10%=3,000万円 ⇨ 10億円×10%=1億円



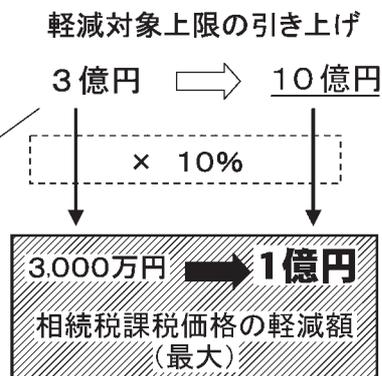
(注)本軽減措置を活用できるのは発行済株式総額20億円未満の会社。

### (参考) 平成16年度税制改正における自社株に対する軽減措置の拡充

<改正前の要件>

<平成16年度改正での拡充内容>

- 選択要件  
小規模宅地特例と自社株特例の両方を一定の範囲内で利用可能。
- 対象会社要件  
発行済株式総額20億円未満(相続税評価額ベース)までの会社であること。
- 被相続人要件  
本人と同族関係者(6親等内の親族等)で50%超保有していること。
- 相続人要件  
申告期限まで自社株式を保有していること。申告期限を経過するときに役員として経営に参画していること。
- 軽減対象の上限  
発行済株式の2/3まで、又は**3億円**までのいずれか低い方。
- 軽減率  
相続税の課税価格の10%を軽減。



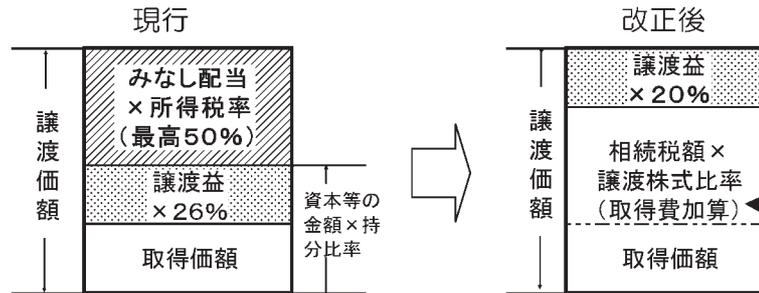
## (2) 相続株式を自社に売却した相続人株主の課税の特例

非上場株式の相続人が、会社に相続株式を売却した場合、譲渡益の大半が配当とみなされ、所得税率(最高50%)により課税されており、税負担が過重(上場株式は譲渡益課税で現行10%)。そのため、非上場株式を相続して相続税を納めようと努力している株主を、みなし配当課税の対象から除外し、金庫株を活用した円滑な事業承継を支援する。

### ○ 改正の概要

事業承継時において、非上場株式の相続人が相続後一定期間内に、相続した非上場株式を会社に譲渡した場合、みなし配当課税とせず、譲渡益課税とする。

相続人が相続する非上場株式を自社に売却した際の課税制度



### ○ 改正の効果

- ・ これまで**最高50%の負担**とされていたものが、**20%に軽減**。
  - ・ 相続税額の取得費加算特例(注)の利用範囲が広がるため、譲渡所得額が大幅に圧縮。
- (注)相続税申告後3年以内に相続財産を譲渡した場合、相続税額の一部を譲渡益課税の取得費に加算し、負担軽減する措置。

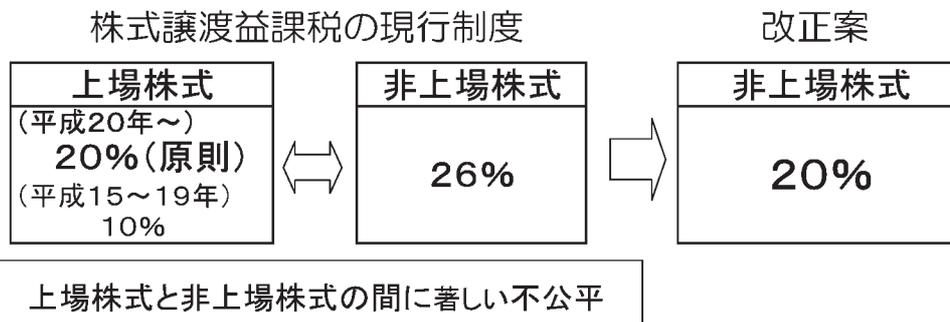
中小企業の後継者が相続税を納税しやすい環境を整備することで、円滑な事業承継を可能にする。

## (3) 非上場株式に関する譲渡益課税の税率軽減

中小企業の事業承継は相続に限られない。適当な後継者がなく親族以外に経営を引き継ぐ場合や、M&Aによる経営の引き継ぎも経済活力や雇用を守る上で重要。また、中小企業の資金繰り難の中、非上場会社へのリスクマネーの円滑な供給は喫緊の課題。このため、上場株式に比べて不公平に扱われていた非上場株式の譲渡益課税の税率を軽減する。

### ○ 改正の概要

非上場株式の譲渡益に係る税率を26%から20%に軽減する。



### ○ 改正の効果

後継者難にある中小企業の親族以外への経営引継ぎ、M&A等による円滑な事業承継並びに中小企業・ベンチャー企業への直接投資によるリスクマネーの円滑な供給による自己資本の充実に資する。

## 2. 欠損金に係る制度の見直し（繰越期間の延長）

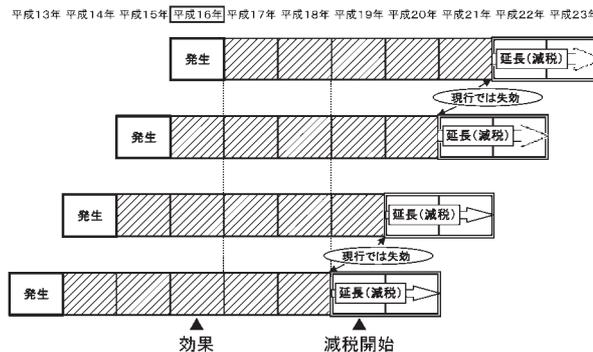
現行の極めて限定的な欠損金の繰越制度は右肩上がりの経済を前提としたもの。現在の経済状況では中小企業は累積欠損を解消することが極めて困難。また、リスクの高い事業に挑戦する事業者や事業再生を目指す事業者等に不利な制度ともなっている。

このため、将来ある中小企業が淘汰されるのを防止し、果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整えるため、欠損金の繰越期間の延長（5年→7年）を行う。

### ○ 改正の概要

- ・全法人について、**繰越期間を5年から7年に延長**する。
- ・延長の対象は、新規発生<sup>1</sup>の欠損金だけでなく、**平成13年度以後に発生した既存欠損金**についても適用。

欠損金の繰越期間の延長措置のイメージ



これまで欠損発生以後、5年間で失効していた欠損金を6年目、7年目の所得と相殺することが可能となり、中小企業の財務体質の改善が図られることとなる。

※なお、欠損金の繰越期間の延長に伴い、帳簿書類の保存期間を一律7年、欠損金額にかかる更正の期間制限（現行5年）を7年に延長するとともに、脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制限（現行3年）を5年に延長。

## 3. 中小企業投資促進税制の延長

長引く景気低迷の中、中小企業の設備投資は未だ低調であり、生産設備は老朽化。

そのため、景気の回復及び構造改革推進に万全を期すべく、中小企業が行う前向きな設備投資を包括的に支援する中小企業投資促進税制について、適用期限を2年間延長する。

### ○ 現行制度の概要

- ・平成10年4月の総合経済対策において創設。現行措置は15年度末まで。
- ・中小企業者の取得する機械・装置等について特別償却（初年度30%）又は税額控除（7%）（7%税額控除は資本金3千万円以下の法人のみ。リースの場合はリース費用総額の60%が税額控除の対象。）

### ○ 改正の内容

- ・適用期間を**2年間延長**（適用期限：平成17年度末まで）

#### 【対象設備（延長後）】

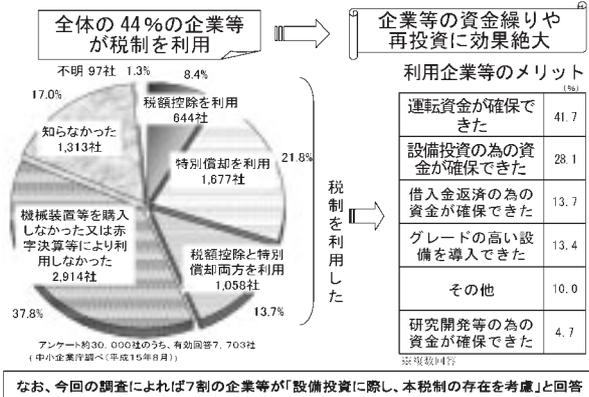
- (1) 全ての機械・装置（取得価額160万円以上、リースの場合210万円以上）
- (2) 電子計算機、デジタルファクシミリ等の特定の器具・備品9種類（取得価額120万円以上、リースの場合160万円以上）
- (3) 普通貨物自動車（車両総重量3.5トンを以上）、(4) 内航船舶（取得価額の75%が対象）

※IT投資促進税制、少額減価償却資産の特例措置の創設を踏まえ、器具・備品の取得・リース価額要件を20万円引き上げ

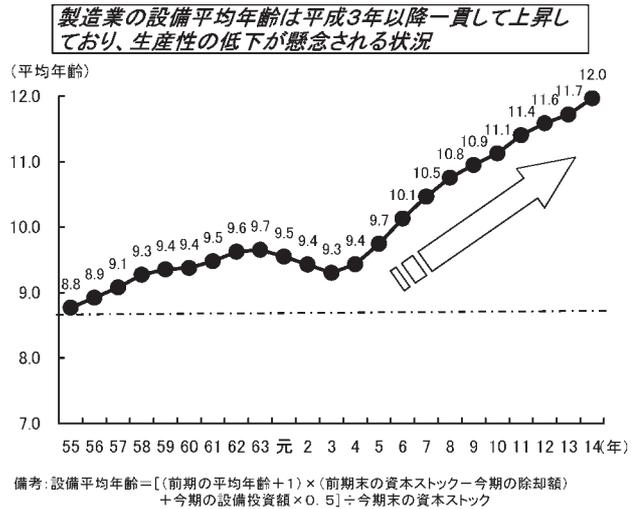
(参考: 中小企業投資促進税制の効果)

中小企業投資促進税制は極めて活発に利用されており、本措置の適用期限の2年間の延長により、まだまだ安定感のない中小企業者の設備投資を下支えするとともに、我が国構造改革を支える中小企業者の生産性の一層の向上が見込まれている。

中小企業投資促進税制の利用状況



製造業の設備平均年齢(ヴィンテージ)の推移



4. 中小企業技術基盤強化税制における試験研究費の適用範囲の明確化

中小企業では、従業員が他の業務と兼務しながら研究開発に取り組むのが実態。このように、限られた人的資源の中で試験研究に取り組まざるを得ない中小企業の実態を踏まえ、プロジェクトチームが組織される場合に、当該プロジェクトチームに参画する研究者の人件費について、税額控除の対象となり得る範囲を明確化。

○ 制度の概要

試験研究費の総額の15%(所得税、法人税額の20%を上限とする)を税額控除。

○ 今回の明確化の背景

税額控除の対象となる試験研究費のうち人件費については、「専ら」試験研究に従事していることが要件とされており、実務家の間では、他の業務と兼務しながら研究開発に取り組むケースは対象とならないと言われてきた。

○ 今回の対応 (国税庁に対する文書照会により適用範囲を明確化)

試験研究以外の業務と兼務する者の人件費についても、税額控除の対象となる適用範囲を以下の(3)のように明確化(平成15年12月22日 中庁第1号、平成15年12月25日 課法2-27・課審5-25)。

以下のいずれかに該当する者は、「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」に該当。

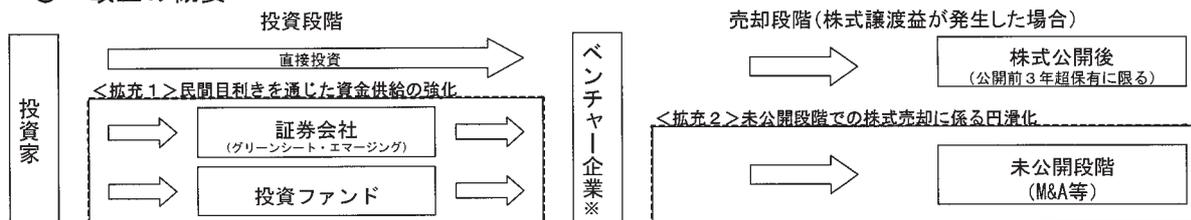
- (1) 試験研究部門に属している者や研究者の肩書を有する者等の試験研究を専属業務とする者
- (2) 研究プロジェクトの全期間中試験研究に従事する者
- (3) 次の各項目のすべてを満たす者
  - ① その研究者が研究プロジェクトチームに参加し、全期間ではないが、担当業務が行われる期間、専属的に従事すること
  - ② 担当業務が試験研究に欠かせないものであり、専門的知識が当該担当業務に不可欠であること
  - ③ 従事期間がトータルとして相当期間(おおむね1ヶ月以上)あること(担当業務がその特殊性から期間的に間隔を置きながら行われる場合はその期間をトータルする)
  - ④ 担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務に係る人件費が適正に計算されていること

兼務者が多い中小企業の試験研究の実態に対応した税制措置とすることにより、更なる中小企業の技術力の向上が期待される。

## 5. エンジェル税制の拡充

平成15年度税制改正により動きはじめたエンジェル投資の動きを更に加速すべく、証券会社（グリーンシート）や投資ファンドを通じた投資につき、ベンチャー企業としての要件を免除するなどの制度拡充を行うことにより、ベンチャー企業の資金調達に係る更なる円滑化を図る。

### ○ 改正の概要



※ 直接投資の場合 ①設立10年以内の中小企業者、②試験研究や事業化に係る費用を一定以上支出、③外部資本1/6以上、④大規模会社の子会社でない、⑤未上場・未登録会社

#### ＜拡充1＞

- 証券会社や投資ファンドを通じた場合、投資先企業に係る適用要件を免除（上記要件②及び③）
- 投資ファンドの成功報酬・管理報酬が費用計上可能

#### ＜拡充2＞

- M&Aによる売却でも株式譲渡益の圧縮特例が適用されるように、株式保有期間を「取得時から3年超保有」に見直し
- 非上場株式の譲渡益課税率を一律26%から20%に引下げ

### ○ 改正の効果

本改正により、投資家約6,000名・投資額約70億円のリスクマネーが、ベンチャー企業約140社に対して毎年継続的に供給される見込み。

制度創設以降6年間のエンジェル税制の実績（累積）

	投資家	投資先企業	投資額
合計	384名	24社	5.4億円

※平成15年12月現在

平成16年度税制改正の効果（今後の年間投資見込み）

	投資家	投資先企業	投資額
証券会社経由	約5,400名	約50社	約30億円
投資ファンド経由	約600名	約90社	約40億円
合計	約6,000名	約140社	約70億円

※1 各種統計やヒアリング等をもとに経済産業省が推定  
 ※2 平成15年度に動き出した3,000名・120億円の投資は、今後2～3年かけて顕在化を見込むため、上記の内数となる。

## 6. 青色申告特別控除の拡充

厳しいデフレ下、リスクに弱く、納税負担等の面でしわ寄せの大きい個人事業者の置かれた状況に鑑み、青色申告特別控除を拡充する。

### ○ 青色申告特別控除制度の概要

- ・青色申告特別控除は、記帳水準の向上を趣旨としたもので、平成5年に創設。
- ・主に事業所得者又は不動産所得者を対象として、記帳水準に応じて所得控除を認めるもの。

	平成5年	平成10年	平成12年（現行）
正規の簿記の原則に従い記録している者	35万円	45万円	55万円
簡易な簿記の方法により記録している者（経過措置）	35万円	45万円	45万円
上記以外の者（所得額300万円以下の者等）	10万円	10万円	10万円

### ○ 改正の内容

- 青色申告事業者の納税負担に鑑み、正規の簿記の原則に従い記録している事業者について、現行55万円の控除額を、65万円（＝給与所得控除額の下限）に引き上げる。

- なお、簡易な簿記の方法により記録している事業者に係る経過措置（控除額45万円）は廃止。
- いずれの措置も、平成17年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税について適用。

## 7. その他の中小企業関連租税特別措置

### ◆中小・ベンチャー企業の欠損金にかかる特例措置の適用期限の延長

創業5年以内の中小企業及び中小企業経営革新支援法の承認事業者について欠損金の1年間の繰戻還付を認める措置の適用期限を2年間延長する。

### ◆特定の同族会社の留保金課税に係る課税停止措置の適用期限の延長

創業10年以内の中小企業、新事業創出促進法認定企業、試験研究費及び開発費が3%を超える中小企業に係る留保金課税の停止措置の適用期限を2年間延長する。

(なお、自己資本比率50%以下の中小企業を対象とした課税停止措置は平成17年度末まで)

### ◆商業施設等の特別償却制度（中心市街地活性化法関連）の適用期限の延長

中心市街地活性化法に基づいて各市町村において作成される基本計画に基づき、当該中心市街地において商店街振興組合等（一部対象事業者を見直し）が整備する店舗、駐車場、アーケードなどの商業施設等の特別償却制度（8%又は12%）について、適用期限を2年間延長する。

### ◆中小企業者の火災共済協同組合等の異常危険準備金制度の適用期限の延長

火災共済協同組合等が積み立てた異常危険準備金について、正味収入共済掛金の5%以下（通常2.5%）までの金額について損金算入を認める特例措置の適用期限を3年間延長する。

## 8. その他の関連税制

### (1) 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ等

#### 【改正の内容】

#### ○確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

		現行	改正額
企業型	他に企業年金を実施していない企業	月額 3.6万円	→ 4.6万円
	他に企業年金を実施している企業	月額 1.8万円	→ 2.3万円
個人型	企業年金を実施していない企業の従業員	月額 1.5万円	→ 1.8万円
	自営業者等	月額 6.8万円から国民年金基金の掛金を控除した額（→現状維持）	

#### ○少額資産者の中途引出しを容認

(i) 累計拠出額(金利含む)50万円以下であれば、加入期間を問わず個人型に移換したうえで中途引出を認める。

(ii) 累計拠出額(金利含む)1.5万円以下であれば、個人型に移換せずに中途引出を認める。

#### ○特別法人税の凍結継続

### (2) 固定資産税の負担水準の引き下げ

#### 【改正の内容】

○ 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が法定された70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を講ずる。なお、都市計画税についても同様の措置を講ずる。

# 法人事業税における外形標準課税の導入について

平成 15 年 3 月 31 日に地方税法が改正され、平成 16 年 4 月 1 日から開始する事業年度から法人事業税に外形標準課税が導入されることになりました。

以下に、外形標準課税の基本的なしくみを掲載します。

## 外形標準課税の基本的なしくみ

### ①対象法人

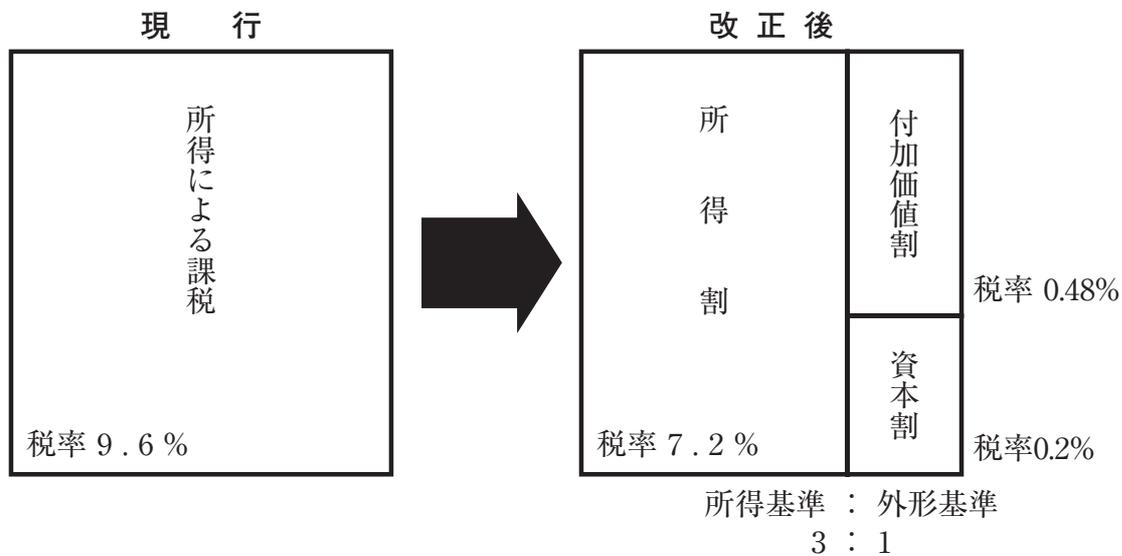
資本金又は出資金額が 1 億円を超える法人です。

資本金又は出資金額が 1 億円以下の法人については現行どおりであり、制度の変更はありません。

※現行の所得課税法人に限ります。

※公益法人等・特別法人(信用金庫・農業協同組合・医療法人等)・人格のない社団等を除きます。

### ②課税方式（税率）



### ③課税標準

○所得割 各事業年度の所得又は清算所得

○付加価値割  $\text{付加価値額} = \text{収益配分額} \pm \text{単年度損益}$   
※収益配分額 = 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料

○資本割  $\text{資本等の金額} = \text{資本金額又は出資金額} + \text{資本積立金額}$

### ④課税標準の算定方法

○所得割 現行のとおりです。

## ○付加価値割

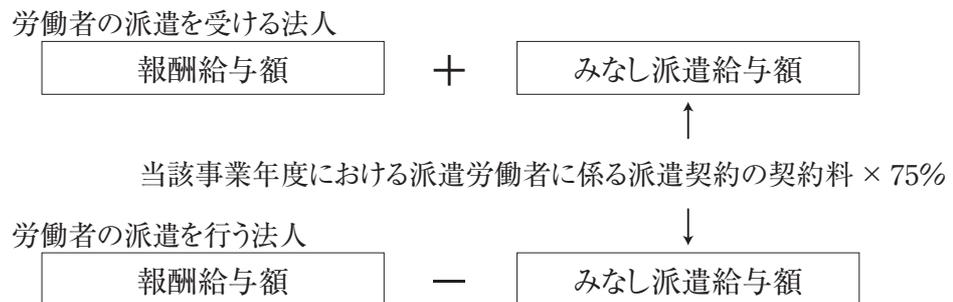
- ・報酬給与額 各事業年度における、(ア) 及び (イ) の合計額をいいます。

(ただし原則として法人税において損金に算入されたものに限ります)

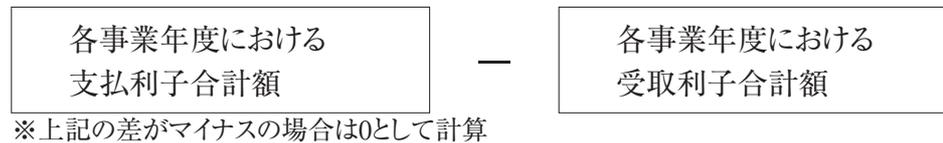
(ア) 役員又は使用人（アルバイトも含みます）に対する報酬・給料・賃金・賞与及び退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額

(イ) 役員又は使用人のために支出する掛金等（確定給付企業年金・厚生年金基金など公的年金以外に企業が独自に行う年金制度への掛金等）

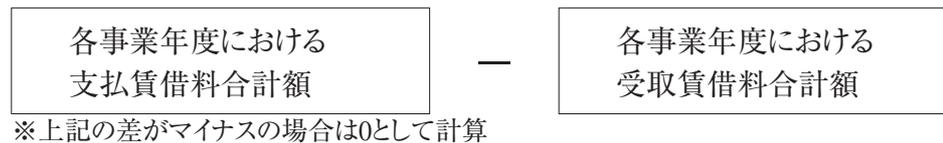
※労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務を受けた（行った）法人については、以下のよう計算した金額をみなし派遣給与額として報酬給与額を算定します。



- ・純支払利子



- ・純支払賃借料



- ・収益配分額に係る雇用安定控除の特例

報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合にはその超えた額を収益配分額から控除します。

〈例〉 この場合、雇用安定控除により付加価値額は下記のとおりとなります。

収益配分額 = 130				
純 支 払 利 子 5	純 支 払 賃 借 料 5		控  除 29	単 年 度 損 益 10
}				
報酬給与額 = 120				

収益配分額 → 報酬給与額 120 + 純支払利子 5 + 純支払賃借料 5 = 130

収益配分額の70% → 130 × 70% = 91

報酬給与額から控除される額（雇用安定控除）→  $120 - 91 = 29$

この場合の付加価値額  $(130 - 29) + \text{単年度損益 } 10 = 111$

・単年度損益

欠損金の繰越控除を行う前の法人事業税の所得です。

所得が欠損だった場合には収益配分額から控除します。

・国外において事業を行う内国法人の付加価値額

国外の事業における付加価値額を控除します。

○資本割

・資本等の金額

資本の金額又は出資金額

+

資本積立金額

・一定の持株会社の特例

当該年度とその前年の事業年度の貸借対照表における総資産の合計額のうち子会社<sup>(※)</sup>株式の帳簿価額の合計額が50%を超える持株会社においては、下記の額を資本等の金額から控除します。

※直接又は間接を問わず親会社による持株比率が50%を超える会社をいいます。

$$\boxed{\text{資本等の金額}} \times \boxed{\frac{\text{子会社株式の帳簿価額}}{\text{総資産の帳簿価額}}}$$

総 資 産		資本等の金額
その他の資産		課税標準
子会社株式	同じ割合	課税標準から控除

・資本等の金額が1,000億円を超える法人の特例

資本等の金額に応じ下記の割合を乗じたものを課税標準とします。

1兆円を超える部分	課税標準に算入しない
5千億円を超え1兆円以下の部分	25/100
1千億円を超え5千億円以下の部分	50/100
1千億円以下の部分	100/100

- ・ 国外において事業を行う内国法人の資本等の金額

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準とすべき} \\ \text{資本等の金額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{資本等の金額} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{国内所得にかかる付加価値額}}{\text{全世界所得にかかる付加価値額}}}$$

### ⑤ 申告納付

○ 中間申告納付 外形標準課税対象法人は前事業年度の税額に基づく申告(予定申告)又は仮決算に基づく申告(中間申告)を行い、それに伴う税額を納付するものとします。

○ 確定申告納付 現行のとおりです。

### ⑤ 徴収猶予

○ 要件 外形標準課税対象法人が以下の(ア)(イ)のいずれかに該当すると認める場合には、その申請に基づいて、3年以内の期間を限り、その法人の事業税に係る徴収金の全部又は一部が猶予される場合があります。

(ア) 当該事業年度を含む過去の事業年度において3年間所得がない法人で、その法人の経営の悪化が地域の雇用・経済に重大な影響を及ぼすと認められる場合

(イ) 当該事業年度の所得がない設立から5年以内の法人で、著しい新規性を有する技術や高度な技術を用いて事業を行い、その事業活動が地域経済の発展に寄与すると認められる場合

### 《お問い合わせ先》

こちらでは外形標準課税についての一般的な事柄について記載しましたので、詳しいことは下記所管区域内の県税事務所にお問い合わせ下さい。

名 称	所 在 地	電話番号等	所 管 地 域
小松県税事務所 課税課	〒923-8515 小松市園町ハ108番地の1	TEL (0761) 23-1712 FAX (0761) 23-0963	小松市、加賀市 江沼郡、能美郡
金沢県税事務所 課税課	〒920-8585 金沢市幸町12番1号	TEL (076) 263-8832 FAX (076) 263-8841	金沢市、松任市 石川郡、河北郡
中能登総合事務所 税務課	〒926-0852 七尾市小島町二部33	TEL (0767) 52-6112 FAX (0767) 52-6185	七尾市、羽咋市 羽咋郡、鹿島郡
奥能登総合事務所 税務課	〒929-2392 輪島市三井町洲衛10-11-1	TEL (0768) 26-2304 FAX (0768) 26-2306	輪島市、珠洲市 鳳至郡、珠洲郡
石川県総務部税務課 課税・調査係	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	TEL (076) 225-1272 FAX (076) 225-1275	

# BSE 問題及び鳥インフルエンザ関連特別相談窓口の開設について（政府系三公庫）

米国牛の牛海綿状脳症（BSE）及びタイ、中国等での鳥インフルエンザの発生問題に対して、経営面で影響を受けた中小企業の方々の融資相談・返済相談等に応じるために特別相談窓口を開設しました。特別融資制度の内容とともに紹介します。

## 商工組合中央金庫

[金沢支店] TEL 076-221-6141

### ○制度融資（特別貸付）のご案内

（平成15年12月26日 現在）

制度名	資金用途	貸付利率	貸付限度	期間(据置期間)
セーフティネット貸付 (中小企業運転資金 円滑化資金)	最近の経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により資金繰りに困難をきたしている中小企業の皆さまが必要とする運転資金	年1.75% (担保提供一部免除の特例があります)	150百万円	運転: 5年以内 (1年以内) 但し、実情に応じ 7年以内 (1年以内)
セーフティネット貸付 (中小企業経営支 援資金)	社会的、経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上減少等業況悪化をきたしている中小企業の皆さまが必要とする運転資金	年1.70% (担保提供一部免除の場合) 年1.80%~1.95%	480百万円	運転: 5年以内 (1年以内) 但し、実情に応じ 7年以内 (2年以内)

※このほか、一般的な融資も取り扱っています。詳しくは支店窓口までお問い合わせください。

## 国民生活金融公庫

[金沢支店] TEL 076-263-7191

[小松支店] TEL 0761-21-9101

### ○主な融資制度のご案内

制度名	資金用途	融資額	返済期間	
セーフティネット貸付 (経営安定貸付)	経営支援資金	売上減少等、一定の要件を満たす中小企業の方が、資金繰りを安定させるためなどに必要とする運転資金	普通貸付とあわせて 4,800万円以内	5年以内 (特に必要な 場合は 7年以内)
	運転資金円滑化資金		別枠 4,000万円以内	
セーフティネット貸付 (生活衛生経営 安定貸付)	経営支援資金	売上減少等、一定の要件を満たす生活衛生関係営業者が、資金繰りを安定させるためなどに必要とする運転資金	振興事業貸付 (運転資金)とあわせて 5,700万円以内	5年以内 (特に必要な 場合は 7年以内)
	運転資金円滑化資金		別枠 4,000万円以内	

※このほか、普通貸付や生活衛生貸付など各種の融資制度をお取り扱いしております。  
くわしくは支店窓口までお問い合わせください。

## 中小企業金融公庫

[金沢支店] TEL 076-231-4275

中小公庫では、今般の米国での牛海綿状脳症（BSE）の患畜の確認に伴い経済的に影響を受ける中小企業者からの相談、今般のタイ、中国での高病原性鳥インフルエンザの発生によりタイ、中国等の家きん肉等の輸入が停止されたことに伴い、経営上の困難等に陥る可能性がある中小企業者からの相談に積極的に対応するために、全国61すべての営業部店において特別相談窓口を開設しています。

## 五嶋会長藍綬褒章受章祝賀会開催される

平成15年秋の褒章にて、藍綬褒章を受章された五嶋会長の受賞祝賀会が1月21日（水）ホテル日航金沢において開催されました。

当日は来賓として、谷本石川県知事、山出石川県市長会会長、田勢全国中小企業団体専務理事、坂井商工中金理事、下出石川県商工会連合会会長など各市、商工団体等の関係機関から多数ご臨席を賜り、また、各業界組合の理事長並びに役員他 多数のご参加のもと、盛大にとり行われました。

### お礼の言葉

去る平成十五年秋の褒章で、藍綬褒章を拝受いたしました。

思い起こせば、昭和三十八年漆器業界に身をおき、爾来四十年、業務に精励しつつ、業界の振興と発展に微力を尽くしてまいりました。

この度賜りました栄誉は、我が来し方を顧みて万感胸に迫るものでございます。そしてこの栄誉は、関係諸官庁、団体、先輩各位のご指導、ご鞭撻並びに関係業界の皆様方のご支援の賜物と深く肝に銘じ、そのご厚情に心から感謝を申し上げます。

これを機に、心を新たに業界並びに地域社会の発展振興にさらに励む覚悟でおります。なにとぞ、倍旧のご指導、ご鞭撻、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。感謝の言葉とさせていただきます。

平成十六年一月吉日

五嶋 耕太郎



## 岐阜県中小企業団体中央会レディースクラブとの交流会開催される

平成16年1月28日（水）、ホテル日航金沢「孔雀の間」において岐阜県中央会レディースクラブ13名を迎え、総勢33名の参加のもと、和やかな雰囲気の中で交流会が開催されました。

はじめに、両県の活動状況についての報告があり、それぞれの活動についての質疑応答がなされ、つづいて、石川県中央会女性部を代表して山中温泉ぼたん会より先進活動の、岐阜県レディースクラブを代表して加藤会長より「オリバイズムの心」販わい創出についての事例発表がされました。

はじめての他県中央会女性部との交流であり、大変内容の濃い有意義な時間を過ごすことができ、両県女性部の今後の活躍を誓い終了しました。



集合写真



交流会の様子

## 組合青年部全国交流会 in 浜松開催される

2月5日（木）、平成15年度組合青年部全国交流会が静岡県浜松市において開催されました。本交流会は、「愛!! Dear 組合青年部」をテーマに、組合青年部所属企業等の製品、技術、サービス等を一同に展示する「ビジネスサポート交流会」をメインに、Jリーグ清水エスパルス大木武前監督による基調講演、「建設業」、「製造業」、「生活サービス業」、「環境ビジネス」に分かれての分科会を開催し、相互の交流を深めながら、組合及び所属企業のネットワークの構築、事業連携などのスケールメリットを活かした事業を模索する中で、よりよい組合青年部活動の創造と会員個々の企業経営の向上・発展に資することを目的としており、本県青年中央会から、長池正会長、宮谷隆之副会長、東祐輔氏、事務局の計4名が参加しました。

ビジネスサポート交流会には全国各地49ブースが設けられ、東氏の「神泉（東酒造）」が出展参加しました。



ビジネスサポート交流会のようす



大木氏による基調講演

## 第2回組合青年部代表者会議開催される

今年度第2回目の組合青年部代表者会議が、2月21日（土）、青年部県大会に先立ち午後3時30分よりホテル日航金沢において約30人の参加のもと開催されました。

今回は、他県事例に学び会員青年部活動の円滑化とビジネス交流の促進を図ること、青年中央会活動の円滑化を図ることを目的とし、ゲストに全国中小企業青年中央会会長の杉浦雅人氏を迎え、全国の組合青年部における様々な活動事例の紹介や今後の青年部の将来像への提言をいただきました。その後、参加者を交えての活発な意見交換も行われ、盛会のうちに終了しました。

## 平成15年度組合青年部県大会開催される

平成15年度組合青年部県大会は、2月21日（土）午後5時よりホテル日航金沢において、約80人の参加を得、盛大に開催されました。

来賓に県商工労働部経営支援課 土屋直三課長、商工組合中央金庫金沢支店 福田康雄支店長、石川県中小企業団体中央会 河内宏専務理事、全国中小企業青年中央会 杉浦雅人会長をお迎えし、青年中央会 長池正会長の挨拶の後、開会しました。

まず、本年度青年中央会で取り組んでいる事業の進捗状況報告として、スローフードに関する勉強会について勉強会委員長の大野醤油醸造協業組合むらさき会 上村和宏会長より説明がありました。

講演会では、「食と文化について～そこから創られるビジネスチャンス～」をテーマに、特定非営利活動法人日本ジャパンフード協会理事長 國本桂史氏にご講演をいただきました。当協会は、今日、各地で郷土食や地方の特色ある食材や日本酒を改めて見直そうという動きが起っている中、今までの日本の食と食文化の継続・再生のために、食に関した様々な活動を行っているNPO法人で、日本スローフード協会より改称されたものです。現在進行中のスローフードに関する勉強会や新たな切り口“食”からのビジネスチャンス等々、参加者は興味深く聞いていました。

その後会場を移し、開催された懇親会では、和やかな雰囲気のもと、会員間の交流が図られました。



全国中小企業青年中央会 杉浦会長（代表者会議）



日本ジャパンフード協会 國本理事長（県大会）

# 平成 16 年度中小企業制度融資説明会開催のご案内

今般、標記説明会を次のとおり開催致しますので、最寄りの会場にて皆様のご参加をお待ちしております。

なお、参加は無料であり、また、事前の申込等は必要ありません。

## 1. 受講対象者

- (1) 中小企業者及び組合の役職員
- (2) 取扱金融機関、市町村、商工会議所、商工会等の担当者

## 2. 開催日、開始時間及び開催場所

- ① 平成 16 年 4 月 12 日 (月) 10:00 小松商工会議所 3 階 305・306 号室
- ② 平成 16 年 4 月 12 日 (月) 14:00 加賀商工会議所 3 階会議室
- ③ 平成 16 年 4 月 13 日 (火) 10:00 羽咋市商工会館 2 階会議室
- ④ 平成 16 年 4 月 13 日 (火) 14:00 七尾産業福祉センター 2 階研修室
- ⑤ 平成 16 年 4 月 14 日 (水) 13:30 珠洲商工会議所 1 階第 1 研修室
- ⑥ 平成 16 年 4 月 15 日 (木) 13:30 輪島商工会議所 大会議室
- ⑦ 平成 16 年 4 月 16 日 (金) 10:00 松任産業会館 3 階 301・302 号室
- ⑧ 平成 16 年 4 月 16 日 (金) 14:00 石川県地場産業振興センター本館 2 階第 1 研修室

## 3. 対象制度及び説明機関

- |                        |                            |
|------------------------|----------------------------|
| ① 石川県制度金融等             | 石 川 県                      |
| ② バリアフリー施設整備促進融資       | 〃                          |
| ③ 石川県環境保全資金融資制度        | 〃                          |
| ④ 石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度 | 〃                          |
| ⑤ 設備資金貸付制度             | (財) 石川県産業創出支援機構            |
| ⑥ 設備貸与制度               | 〃                          |
| ⑦ 創造的中小企業支援制度          | 〃                          |
| ⑧ 延払による機械設備貸与制度        | (社) 石川県鉄工機電協会              |
| ⑨ 石川県信用保証制度            | 石川県信用保証協会                  |
| ⑩ 開催各市の制度融資            | 各市の商工担当課                   |
| ⑪ 政府系金融制度              | 中小企業金融公庫・国民生活金融公庫・商工組合中央金庫 |
| ⑫ その他                  |                            |

※上記対象制度及び説明機関は予定ですので、変更等があった場合にはご了承下さい。

## 4. 開催協力要請機関

上記の説明機関、商工会議所・商工会、石川県銀行協会、石川県信用金庫協会、石川県信用組合協会、石川県商工会連合会

## 5. お問い合わせ先

石川県中小企業団体中央会 情報企画課 TEL 076-267-7711

## 個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

＝日 程＝

TEL 076-267-7711 担当 組織振興課・元木まで

開催日	時間	内 容	専 門 相 談 員
3月24日(水)	10:00～12:00	税務・経営相談	税理士 坂井 昭 衛
4月20日(火)	13:00～15:00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史
5月11日(火)	15:00～17:00	登 記 相 談	司 法 書 士 久 保 均

＝場 所＝

金沢市鞍月2丁目1番地 石川県地場産業振興センター本館3階  
石川県中小企業団体中央会 会議室

## 決算関係書類等の提出について

組合は、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に決算関係書類を所管行政庁に提出することが法律上義務付けられています。

3年連続して提出を怠りますと、休眠組合と見なされ解散整理の対象となりますので必ず決算関係書類を提出するようにして下さい。

役員変更届は、役員に変更があった場合、全員再任された場合に関わらず改選期ごとに提出する必要がありますのでご注意下さい。

なお、中央会宛に2部（行政庁用1部、本会控え用1部）ご提出いただければ、本会経由で行政庁へ提出いたします。

また、定款変更を考えられている場合は、総会等で決議する前に一度中央会までご相談下さい。

※石川県では、昭和56年休眠組合の一括整理実施後、3年毎に組合法第106条第2項の規程に基づく恒久的措置（1年以上継続して事業を行っていない組合に対して命令を出し、職権により法人登記を抹消する）を実施しています。

中央会共済特集！～中央会共済30周年記念キャンペーン実施中～

中小企業の福利厚生制度の充実を目的とした中央会共済も今年で30周年を迎えました。今回は皆さんの身近な話題の中から、中央会共済の活用方法をお届け致します。



役員退職金対策

経営者の退職金は、従業員と違い、当然に受取れるものではありません。会社に尽くしてきた役員の退職金の準備は大変重要です。

役員退職金の役割

- ①悠々自適の老後生活を送るため（ご勇退退職金）
- ②万一の場合の、遺族の生活保障に（死亡退職金・弔慰金）
- ③相続対策（納税・分割）の資金のため

十分な役員退職金の準備がなければ、相続発生時に、相続税の納税や財産の分割がスムーズにできず、自社株が後継者に承継できなくなります。

■役員退職金の適正額の目安

法人税法等では役員退職金の適大部分は損金不算入とされていますので、注意しなければなりません。具体的には次の算式により計算した金額を、役員退職金の適正額の目安としていることが多いようです。

<算式>役員退職金の適正額の目安

最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率

例：150万円×30(年)×3＝13,500万円

※この算式における功績倍率は、代表取締役の場合で3倍程度までといわれています。

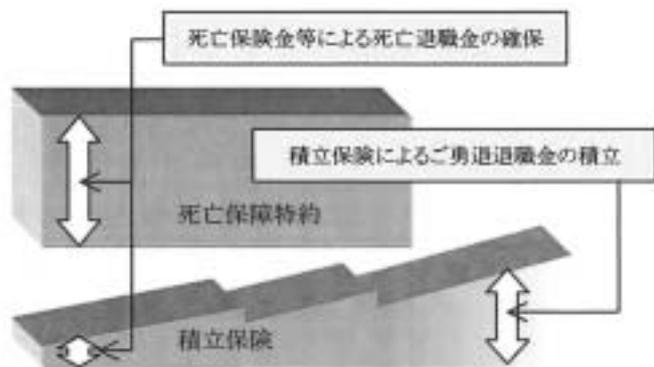
■中央会共済オーナーズプランⅠ型Aタイプ「ザ・ベクトル」は、死亡退職金(弔慰金)、ご勇退退職金の両方を同時にご準備いただけます。

役員退職金の準備で忘れてならないことは、「死亡退職」と「生存退職」の両方を考え、対策することです。

積立だけで準備する場合、いつ発生するとも限らない「死亡退職」への準備は不足がちです。

「ザ・ベクトル」なら、主契約の積立保険に、特約による死亡保障が付加されていますから、万一の場合にも、死亡保険金により退職金の原資が準備できます。生命保険ならではのメリットと言えます。

まさに、ご加入のその時から、役員退職金のご準備が整うのです。



※この文書は日15.7現在の税制等に基づいた記載です。税制改正等があった場合には記載の内容と相違する場合があります。  
※共済制度ご加入に際しては、必ず所定のパンフレットをご一読下さい。